

第4次 伊賀市障がい者福祉計画 (案)



2021（令和3）年3月
伊賀市

「障がい」の表記について

「障害」の「害」という漢字がもつマイナスの印象と、これを不快に感じる方の思いに配慮していく必要があると考え、「がい」をひらがなで表記することとしました。

漢字かひらがなかという論議自体を無意味に思うといった意見があることは承知していますが、「害」のマイナスイメージを払拭するとともに、障がいのある人への差別やさまざまなバリアについて、市や市民一人ひとりが考える契機にしていきたいと考えています。

なお、法律で定められた用語等については、混乱を避けるため漢字表記としています。

はじめに（前回文面）



伊賀市では、2012（平成24）年3月、伊賀市総合計画や伊賀市地域福祉計画を障がい者福祉の視点から具体化する分野別計画として、「第2次伊賀市障がい者福祉計画」を策定し、基本理念に「だれもが自分らしく暮らせるまちをつくる」ことを掲げて障がいのある人に関する施策に取り組んでまいりました。

障がい福祉分野では、2014（平成26）年に国連の「障害者の権利に関する条約」が批准されましたが、これに先立ち批准にむけた国内法の整備が行われ、2013（平成25）年4月に、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と名称変更するとともに、2013（平成25）年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立するなど、これまで以上に障がいのあるなしに関わらず、お互いの人格と個性を

尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。

こうした状況のなか、このたび、「第2次伊賀市障がい者福祉計画」が改定時期を迎えたことから、近年の障がいのある人を取り巻く様々な環境や制度等の変化を踏まえるとともに、障がいのある人や市民へのアンケート調査や当事者及び関係団体・機関との意見交換会等の実施により障がいのある人の意向を把握し、それを反映した計画を策定いたしました。

この計画は、「一人ひとりに応じた生活支援のしくみづくり」、「生涯を通じて社会参加できる共生のしくみづくり」、「だれもが心地よく安心して暮らせるまちづくり」の3つの基本目標からなり、障がいのある人が住み慣れた地域で多くの人と協力しながら自分らしい暮らしが送れるよう、保健・医療・福祉をはじめ、教育・就労等の幅広い分野と連携を図りながら、一人ひとりのニーズに沿った支援をする取り組みを進めていくための基本方針を定めたものです。

今後は、市民の皆さまのご協力を得ながら、この計画の基本理念である「だれもが自分らしく暮らせるまち」の実現に向けて、障がい福祉施策を推進してまいります。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、長期間にわたり熱心にご協議いただきました伊賀市障がい者福祉計画策定委員会委員の皆さま、また、アンケート調査にご協力いただきました皆さまや意見交換会等において貴重なご意見をいただきました皆さま、並びにご協力いただきました障がい者団体及び関係機関の皆さまに心より厚くお礼申し上げます。

平成26年12月

伊賀市長 岡本 栄

目 次

第1章 計画策定にあたって	3
1. 計画策定の背景.....	3
2. 計画策定の目的.....	4
3. 計画の位置づけ.....	4
4. 計画期間.....	5
5. 計画の策定方法.....	5
6. 計画の推進方法.....	6
第2章 伊賀市の現状	9
1. 人口の状況.....	9
2. 障がいのある人の状況.....	10
第3章 計画の基本的な考え方	15
1. 基本理念.....	15
2. 障がい者福祉の目標.....	16
3. 目標実現に向けた取り組みを進めるうえでの視点	18
4. 計画の体系.....	19
第4章 進めていく施策	23
目標I 一人ひとりに応じた生活支援のしくみをつくる	23
基本方針1 情報提供と相談支援の充実.....	23
(1) 障がい者福祉に関する情報提供の充実	23
(2) 包括的な相談支援のしくみづくり	24
(3) 権利擁護に関する支援	26
基本方針2 生活を支援するサービスの推進.....	27
(1) 福祉サービス等の充実・質の確保	27
(2) 家族介護者等への支援	28
(3) 住まいの確保	30
(4) 経済的な自立に向けた支援	30
(5) 福祉人材の確保・育成	31

基本方針3 保健・医療・福祉分野の連携体制の強化	32
(1) 健康づくりへの支援	32
(2) 保健・医療・福祉分野の連携体制の強化	34
(3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	35
目標Ⅱ 生涯を通じて社会参加できる共生のしくみをつくる	36
基本方針1 一生涯を通じた生活支援システムの充実	36
(1) 発達支援体制の充実・推進	36
(2) 自立した地域生活のための支援	38
(3) 高齢になった障がいのある人への支援	39
(4) 地域生活支援拠点の充実	39
基本方針2 早期療育と保育の充実	40
(1) 障がい児の早期療育の充実	40
(2) 障がい児保育の充実	41
基本方針3 学齢期の子どもの教育・療育の推進	42
(1) 共生教育を基本とした特別支援教育の充実	42
(2) 放課後や長期休業中の活動の場の確保	44
基本方針4 就労支援の推進	45
(1) 就労支援ネットワークの強化	45
(2) 企業等における障がい者雇用の推進	46
(3) 福祉的就労の充実	48
基本方針5 社会参加活動の推進	49
(1) 生涯学習等への参加の推進	49
(2) 当事者活動の充実	49
目標Ⅲ だれもが心地よく安心して暮らせるまちをつくる	50
基本方針1 市民の理解と協働の推進	50
(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進	50
(2) 障がいのある人を支援する地域福祉活動の推進	52
基本方針2 快適なまちづくりの推進	54
(1) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	54
(2) 移動に関する支援	56
(3) 地域共生社会の実現	57

基本方針3 安全・安心なまちづくりの推進	58
(1) 防災、緊急時の支援の充実	58
(2) 防犯に関する支援	61
第5章 計画の推進のための取り組み	65
1 障がい者地域自立支援協議会の運営	65
2 庁内推進会議の運営	65
3 事業を実施する体制の確保	65
4 市民や多様な団体等への普及啓発と協働	66
5 障がい者福祉拠点の充実	66
6 国・県・関係機関等との連携	66
資料編	71
1 伊賀市障がい者福祉計画策定委員会条例	71
2 伊賀市障がい者福祉計画策定委員会委員名簿	73
3 伊賀市障がい者福祉計画庁内推進会議設置要綱	74
4 第4次伊賀市障がい者福祉計画答申	77
5 計画の策定経過	78
6 策定委員会の経過	79
7 用語解説	80
8 障がい者関係マークの種類	87



第1章

計画策定にあたって



絵：ココロノイロのみなさん（放課後等デイサービス事業所）

1. 計画策定の背景

2014（平成 26）年度に策定した「第2次伊賀市総合計画」では、めざす市の将来像を「勇気と覚悟が未来を創る『ひとが輝く 地域が輝く』伊賀市」と掲げ、市民の暮らしの「安心・安全の確保」に向けて展開する政策として、「子ども・高齢者・障がい者などへの見守りと支えが十分なまちづくり」が示されています。

また、2016（平成 28）年度に策定した「第3次伊賀市地域福祉計画」は、「すべての市民が住み慣れた地域で安心して人生の最後まで暮らせるまちづくり」を理念とし、市民や関係機関と連携をとり、共通した方針を持って地域福祉を実践していくための道標となることを目的としています。

一方、障がい福祉の分野では、わが国において 2014（平成 26）年に国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が批准されましたが、これに先立ち批准に向けた国内法の整備が行われ、2011（平成 23）年 7 月に「障害者基本法」が改正されました。その後、2012（平成 24）年 10 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されるとともに、2013（平成 25）年 4 月からは、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」と名称変更し、基本理念として「地域社会における共生の実現に向けて、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的かつ計画的に支援すること」が掲げられました。

さらに、2016（平成 28）年 4 月には障がいのあるなしに関わらず、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行、同年 5 月には「発達障害者支援法の一部を改正する法律」など、障がい福祉分野の法制度は大きな変革が行われています。

また、2018（平成 30）年 6 月には障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とする「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、文化芸術作品の創造や発表、評価、販売等の促進や支援が掲げられるなど、文化芸術活動の側面を含めた総合的な施策の展開が求められるようになっていきます。

このような経緯と動向を踏まえ、中長期的な視点に立ちながら、障がい者福祉のさらなる環境整備に向けた取り組みを計画的に推進していくため、「第4次伊賀市障がい者福祉計画」を策定するものです。

2. 計画策定の目的

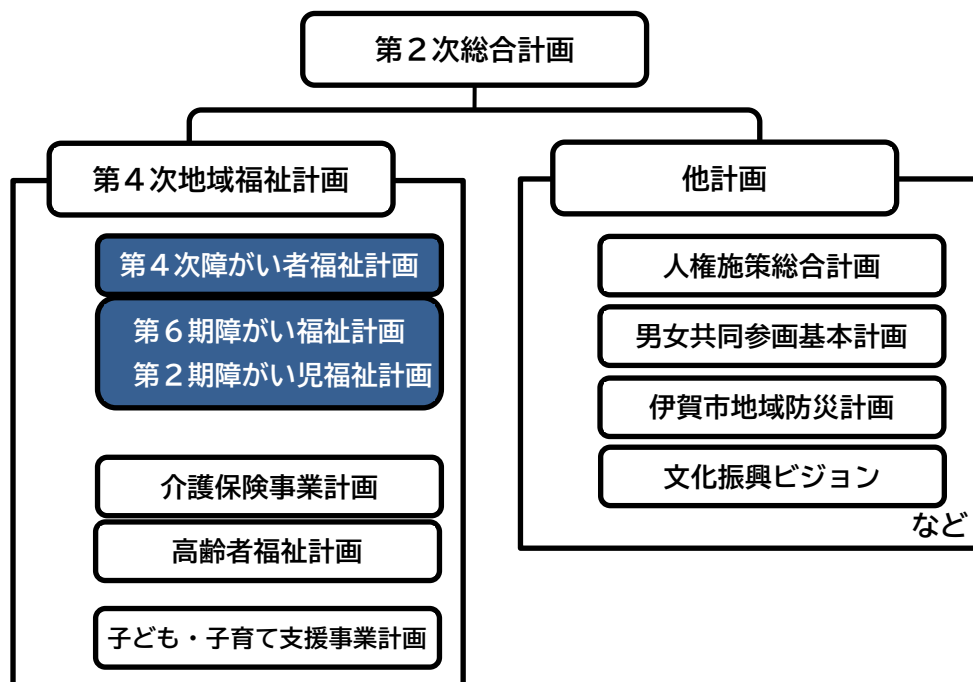
本計画は、制度改正や社会情勢の変化を踏まえ、市民の誰もが障がいのあるなしに関わらず、お互いの人権を尊重し合いながら、主体的に生きる力を身につけ、つながりを持って安心して心豊かに暮らせるように支援するため、「ひとづくり」、「しくみづくり」、「まちづくり」の推進を目的としています。

障がいのある人が市民の一員として参加し、個性と能力を発揮し住み慣れたまちで、いつまでも安心して、共に助けあって暮せるよう、一人ひとりのニーズと思いに沿った支援をする取り組みを進めていくための基本方針として策定します。

3. 計画の位置づけ

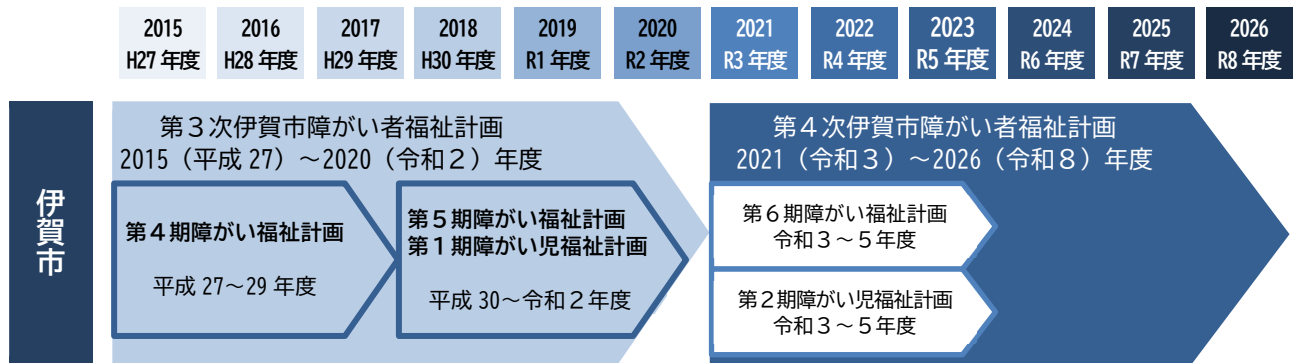
本計画は、障害者基本法（第11条）に基づく市町村障害者計画で、本市における障がいのある人のための施策に関する基本的な計画です。障害者総合支援法（第88条）に基づいて3年ごとに策定する「伊賀市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」と相互補完的な性質を持つものとして策定し、推進していくものとします。

また、本市のまちづくりの基本方針である総合計画や、社会福祉の基本計画である地域福祉計画を障がい者福祉の視点から具体化する分野別計画であり、これらの計画と整合性を図り、関連づけながら推進していきます。



4. 計画期間

第4次伊賀市障がい者福祉計画の期間は、2021（令和3）年度から2026（令和8）年度までの6ヶ年とします。また、第6期伊賀市障がい福祉計画と第2期伊賀市障がい児福祉計画は2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの3ヶ年とします。



5. 計画の策定方法

本計画の策定にあたり、2019（令和元）年11月に実施したアンケート調査を始めとしたデータを活用しつつ、市民、当事者及び関係者等による議論を反映するために「伊賀市障がい者福祉計画策定委員会」を設置し、「伊賀市障がい者地域自立支援協議会¹」で抽出された課題の計画への反映や、策定の基本的事項について協議を行いました。また、計画（中間案）作成後には、それに対するパブリックコメントを実施しました。さらに、「伊賀市障がい者福祉計画庁内推進会議」を設置し、市の具体的な施策についても協議を行いました。

アンケート調査は、障がいのある人、障がいのある子どもの保護者等を対象に実施しました。調査対象者は、18歳以上の障害者手帳所持者、自立支援医療受給者及び障害福祉サービス受給者2,687人と、障害者手帳を所持している18歳未満の児童の保護者、自立支援医療受給者の保護者及び障害福祉サービス受給者297人の約3,000人となりました。このうち1,474人から回答をいただき、回収率は49%でした。

加えて、市民の障がいに対する意識調査として16歳以上の市民2,000人にアンケート調査を行いました。このうち835人から回答をいただき、回収率は42%でした。

また、現場の声をいただくため、新たに障害福祉サービス事業を実施する事業所等へのアンケート調査を実施しました。

さらに、パブリックコメントでは、7件のご意見をいただきました。

なお、今回は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市民等に対する意見交換会は中止とさせていただきますが、今回初めてピアサポーターや伊賀圏域障がい者就業・生活支援センター代表を策定委員として委嘱し、より多くの意見の聴取に努めました。

¹ 障がい者地域自立支援協議会：地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担った組織。

6. 計画の推進方法

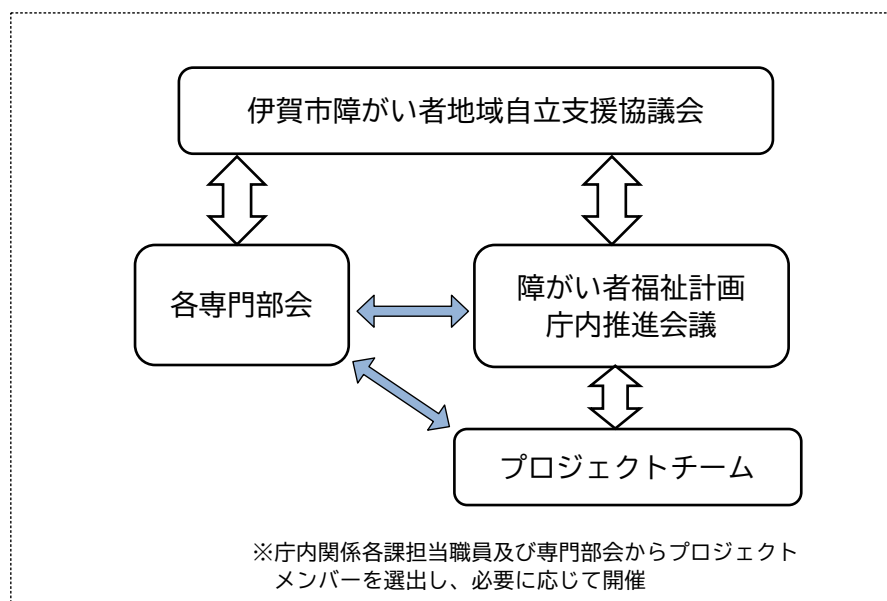
本計画は、本市における障がい者福祉を推進するために関係する幅広い機関・団体等が参加する障がい者地域自立支援協議会で、具体的な推進方策の検討や年度末に計画の進捗状況の評価を行い、障がい福祉計画に反映させていきます。

現場で実際に支援に携わっている方々や関係機関が協議する場として専門部会等を設置し、本市の現状やニーズの把握に努めるとともに意見を集約し、施策への提案等を障がい者地域自立支援協議会へ発信していきます。

また、庁内における障がい福祉施策を推進する組織として障がい者福祉計画庁内推進会議を設置し、本計画に基づく事業の実施状況の点検や進捗管理を行うとともに、専門部会等と連携を取りながら本計画を推進していきます。

さらに、2015（平成27）年の「国連・持続可能な開発サミット」において掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点も取り入れていきます。

■計画推進体制図





第2章

伊賀市の現状



絵：いが児童発達支援センターれいあろはのみなさん

1. 人口の状況

伊賀市の総人口は、2004（平成 16）年合併当時は 10 万人を超えていましたが、年々減少し、特に 15～64 歳の生産年齢人口が大きく減少しました。

2015（平成 27）年の国勢調査による人口は 90,581 人となっており、2010（平成 22）年度と比較すると 6,626 人の減少となっています。年齢区分別でみると、14 歳以下人口が徐々に減少する傾向にあるのに対し、65 歳以上の高齢者人口は増加傾向にあります。

伊賀市においては、65 歳以上の年齢層を支える若い年齢層は減っていることから、高齢者人口 1 人を生産年齢人口 1.8 人で支えている現状があります。

また、いわゆる「団塊の世代」が 75 歳を迎える 2025（令和 7）年頃には高齢者介護や医療などの公共的なサービスへの需要がさらに高まると考えられます。

■年齢 3 区分別人口の推移

（単位：人）

	2010 年度 (平成 22)	2015 年度 (平成 27)	2020 年度 (令和 2)	2025 年度 (令和 7)
総人口	97,207	90,581	84,023	77,416
0～14 歳 (年少人口)	12,164(12.6%)	10,763(11.9%)	9,525(11.3%)	8,227(10.6%)
15～64 歳 (生産年齢人口)	58,310(59.9%)	51,150(56.5%)	45,221(53.8%)	40,620(52.4%)
65 歳以上 (高齢者人口)	26,733(27.5%)	28,668(31.6%)	29,277(34.8%)	28,569(36.9%)

資料：2010（平成 22）、2015（平成 27）年 総務省「国勢調査報告」（実績値）

2020（令和 2）、2025（令和 7）年 社人研「日本の将来推計人口」（推計値）

2. 障がいのある人の状況

障害者手帳を所持している市民は 2019（令和元）年度末現在で、6,296 人と人口の 7%ほどとなっています。2019（令和元）年度の内訳をみると、身体障害者手帳所持者は 4,715 人で、そのうちの約 5 割が肢体不自由、約 3 割が内部障がいです。

また、療育手帳所持者は 851 人で、第 3 次計画策定時の 2014（平成 26）年度と比較して約 120 人増加しています。精神障害者保健福祉手帳所持者は 730 人で、同じく 2014（平成 26）年度から 180 人増加しています。

■手帳所持者数の推移及び対人口比（各年度 3 月 31 日現在）

	2017 年度 (平成 29)	2018 年度 (平成 30)	2019 年度 (令和元)
身体障害者手帳	4,818	4,731	4,715
療育手帳	805	823	851
精神障害者保健福祉手帳	617	683	730
対人口比	6.7	6.8	7.0

資料：伊賀市社会福祉事務所

■身体障害者手帳種別所持者数（2020（令和 2）年 3 月 31 日現在）

	年齢	視覚	聴覚・平 衡機能	音声・言 語・そし ゃく	肢体 不自由	内部	合計
1 級	18 歳未満	2	0	0	10	2	14
	18 歳以上	113	31	2	335	811	1,292
2 級	18 歳未満	0	1	0	12	0	13
	18 歳以上	74	88	3	376	22	563
3 級	18 歳未満	0	1	1	5	3	10
	18 歳以上	18	85	29	570	146	848
4 級	18 歳未満	0	0	0	5	0	5
	18 歳以上	17	130	16	794	302	1,259
5 級	18 歳未満	0	0		4		4
	18 歳以上	35	2		304		341
6 級	18 歳未満	1	2		0		3
	18 歳以上	29	180		154		363
計	18 歳未満	3	4	1	36	5	49
	18 歳以上	286	516	50	2,533	1,281	4,666
合計		289	520	51	2,569	1,286	4,715

資料：伊賀市社会福祉事務所

■療育手帳所持者数（各年度3月31日現在）

		2017（平成29）年度	2018（平成30）年度	2019（令和元）年度
A	18歳未満	50	47	55
	18歳以上	264	270	270
	計	314	317	325
B	18歳未満	126	127	131
	18歳以上	365	379	395
	計	491	506	526
合計		805	823	851

資料：伊賀市社会福祉事務所

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年度3月31日現在）

	2017（平成29）年度	2018（平成30）年度	2019（令和元）年度
1級	69	73	70
2級	427	470	496
3級	121	140	164
計	617	683	730

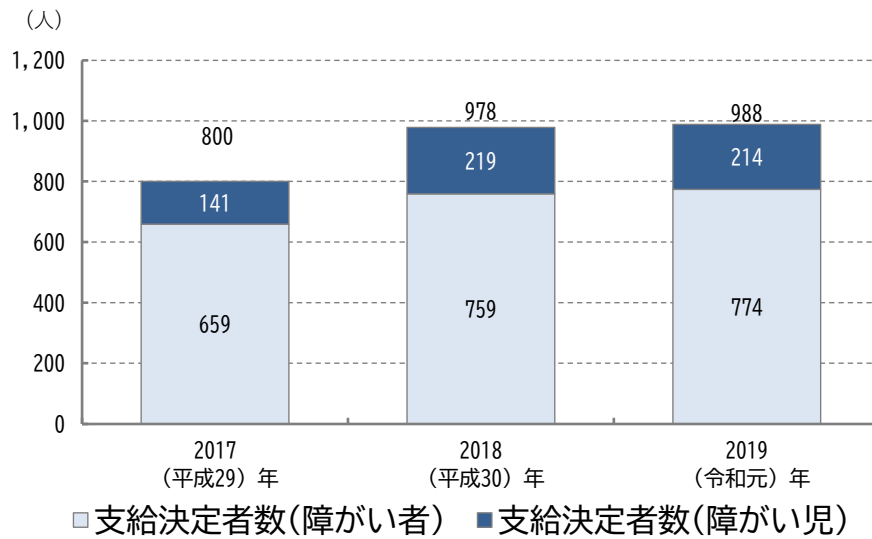
資料：伊賀市社会福祉事務所

■自立支援医療（精神通院）受給者数（各年度3月31日現在）

	2017（平成29）年度	2018（平成30）年度	2019（令和元）年度
1級	1,409	1,496	1,606

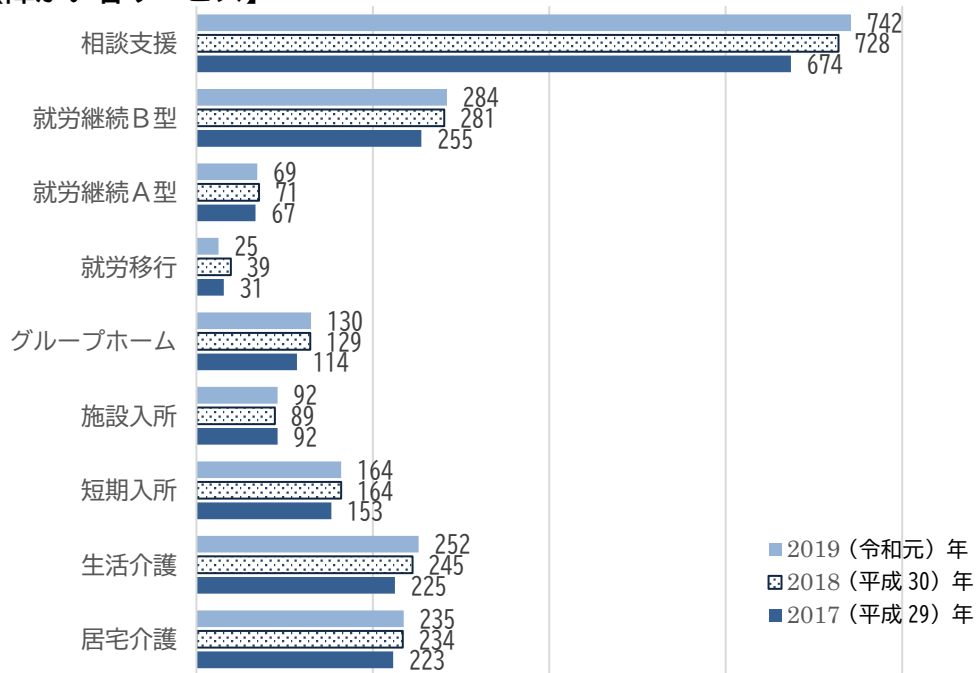
資料：伊賀市社会福祉事務所

■障害福祉サービス支給決定者数の推移（各年度3月31日現在）

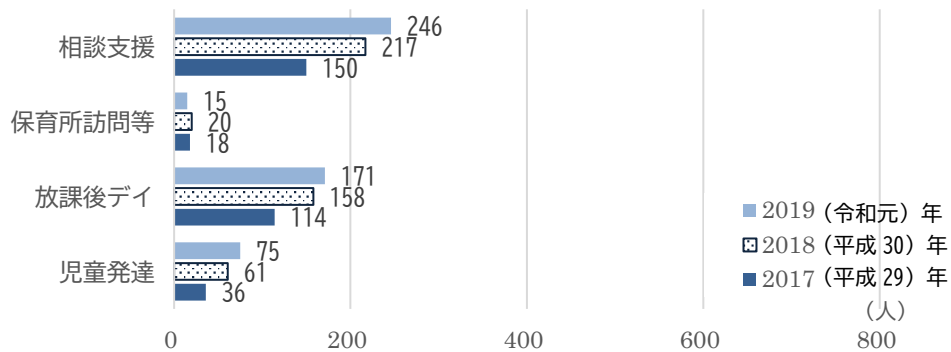


■主な障害福祉サービスの支給決定者数の推移（各年度3月31日現在）

【障がい者サービス】



【障がい児サービス】



資料：伊賀市社会福祉事務所



第3章

計画の基本的な考え方



絵：GENKI KIDS のみなさん（放課後等デイサービス事業所）

1. 基本理念

前計画において「だれもが自分らしく暮らせるまちをつくる」を基本理念に掲げ、社会とのかかわりの中で、障がいのある人一人ひとりを起点とした支援策と機会づくり、環境づくりを展開してきました。

本計画の策定にあたり、障がいのある人の現状やアンケート調査の結果等を踏まえつつ、障がい福祉施策の継続性を鑑み、本計画における基本理念は、前計画から引き続き、以下の通りとします。

だれもが自分らしく 暮らせるまちをつくる

全ての人が住み慣れた地域で「自分らしい暮らし」が送れることを願っています。支援や介護が必要なときも「いきいきと輝ける暮らし」を実現するよう支えあうことが、私たちがめざす障がい者福祉です。

障がいのあるなしにかかわらず、一人ひとりが主人公になって主体的に生きる力を身につけ、お互いの人権を尊重しあいながら、つながりをもって安心して心豊かに暮らせるよう支援するユニバーサルデザイン²の理念に基づいた「ひとづくり」、「しくみづくり」、「まちづくり」が必要です。公的な制度に基づくサービスを基盤としつつ、障がいのある人自身を含めた市民参加によって柔軟、多彩に展開される地域福祉活動との効果的な協働を進め、「高参加・高福祉」の障がい者福祉を実現していきます。

² ユニバーサルデザイン：障がいの有無や年齢、性別、人種などにかかわらず、誰もが利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインする考え方。



2. 障がい者福祉の目標

基本理念の達成に向け、次の3つの障がい者福祉に関する目標を掲げます。

目標Ⅰ 一人ひとりに応じた生活支援のしくみをつくる

「自分らしい暮らし」を実現するには、一人ひとりのニーズや思いを出発点として、生活を考えていくことが大切です。その人が置かれている状況にあった支援を行っていくために必要な情報提供と包括的な相談支援に取り組み、権利擁護の視点にたって積極的に働きかけを行っていきます。

また、地域の多様な力を活かしたサービスの充実を図りつつ、効果的な支援を行うため質及び福祉人材の確保に取り組んでいきます。

さらに、保健・医療・福祉分野の連携を強化し、障がいのある人誰もが安心して地域で生活できる体制づくりを推進します。

【基本方針】

- 1 情報提供と相談支援の充実
- 2 生活を支援するサービスの推進
- 3 保健・医療・福祉分野の連携体制の強化

目標Ⅱ 生涯を通じて社会参加できる共生のしくみをつくる

障がいのある人それぞれのライフステージに応じて、必要な力を身につけるための学習・体験や療育等の機会を提供するとともに、それらの成果を活かして社会参加していくための支援を行っていくことが不可欠です。

生涯を通じた発達支援・就労支援・生活支援を系統的、継続的に行っていくよう、保健・医療・福祉・保育・教育・文化・司法・就労・住宅等のさまざまな分野の機関が情報を共有し、連携していきます。そして、障がいの種別や程度にかかわらず、一生涯を通じて社会参加できるよう共生のしくみを推進していきます。

【基本方針】

- 1 一生涯を通じた生活支援システムの充実
- 2 早期療育と保育の充実
- 3 学齢期の子どもの教育・療育の推進
- 4 就労支援の推進
- 5 社会参加活動の推進

目標Ⅲ だれもが心地よく安心して暮らせるまちをつくる

障がいのあるなしにかかわらず、ユニバーサルデザインの理念に基づく誰もが心地よく暮らせるまちをつくっていくためには、お互いの人権を尊重し合いながらつながりを持ち、快適で安全なまちづくりを進めていく必要があります。

障がいを「特別なもの」と考えるのではなく、共に生きる「地域の一員」としてみんなが理解しあい、支えあって暮らせる地域づくりに、障がいのある人自身も主体的に関わっていけるよう支援していきます。

また、新型コロナウイルス感染症や自然災害などへの不安に備え、市全体で意識・環境づくりに取り組んでいきます。

【基本方針】

- 1 市民の理解と協働の推進
- 2 快適なまちづくりの推進
- 3 安全・安心なまちづくりの推進





3. 目標実現に向けた取り組みを進めるうえでの視点

目標の実現に向けた取り組みを計画的に進めるために、次の5つの視点を位置づけます。

視点1 市民や団体等の理解と参加を推進する

「高参加・高福祉」を実現していくために、市民、あらゆる機関・団体、事業者等の障がい者福祉への理解と参加を進め、地域福祉計画との一体的な推進を図ります。

視点2 関係機関等のネットワークを強化する

市民や団体等の効果的な参加と協働を推進していくためには、支援やコーディネートを進めるうえで中核となる専門機関の役割が不可欠です。障がい者福祉に関わる幅広い関係機関等が連携し、各々の機能を発揮しながら効果的な支援を行っていくよう、障がい者地域自立支援協議会を通じたネットワークづくりをさらに強化していきます。

視点3 障がい者福祉の支援体制を強化する

障がい福祉計画に目標数値を掲げる障害福祉サービス等をはじめ、発達支援、就労支援、生活支援等に関わる各種サービスが、ニーズに応じて質の差なく市全域に行き届くよう、サービスを提供する組織や施設等の支援体制を強化し、関係機関・団体、事業者等と連携してサービス等の質の向上と確保に取り組んでいきます。

視点4 ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する

年齢、性別及び国籍の違い、障がいのあるなし等を問わず、個人として尊重され、すべての人が自由に社会参画できる暮らしやすいまちづくりを目指し、ユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを推進します。

視点5 効果的な事業推進を図る

本計画に掲げた取り組みは、障がい者地域自立支援協議会において関係機関・団体、事業者等が協力して推進していくための具体的な方策を検討し、優先度等も定めながら効果的に推進していきます。

また、事業の評価を行い、よりよい取り組みとしていくように努めます。

4. 計画の体系

基本理念	基本目標	基本方針	施策
だれもが自分らしく暮らせるまちをつくる	目標Ⅰ 一人ひとりに応じた生活支援のしくみをつくる	1 情報提供と相談支援の充実	(1)障がい者福祉に関する情報提供の充実 (2)包括的な相談支援のしくみづくり (3)権利擁護に関する支援
		2 生活を支援するサービスの推進	(1)福祉サービス等の充実・質の確保 (2)家族介護者等への支援 (3)住まいの確保 (4)経済的な自立に向けた支援 (5)福祉人材の確保・育成
		3 保健・医療・福祉分野の連携体制の強化	(1)健康づくりへの推進 (2)保健・医療・福祉分野の連携体制の強化 (3)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
	目標Ⅱ 生涯を通じて社会参加できる共生のしくみをつくる	1 一生涯を通じた生活支援システムの充実	(1)発達支援体制の充実・推進 (2)自立した地域生活のための支援 (3)高齢になった障がいのある人への支援 (4)地域生活支援拠点の充実
		2 早期療育と保育の充実	(1)障がい児の早期療育の充実 (2)障がい児保育の充実
		3 学齢期の子どもの教育・療育の推進	(1)共生教育を基本とした特別支援教育の充実 (2)放課後や長期休業中の活動の場の確保
		4 就労支援の推進	(1)就労支援ネットワークの強化 (2)企業等における障がい者雇用の推進 (3)福祉的就労の充実
		5 社会参加活動の推進	(1)生涯学習等への参加の推進 (2)当事者活動の充実
	目標Ⅲ だれもが心地よく安心して暮らせるまちをつくる	1 市民の理解と協働の推進	(1)障がいを理由とする差別の解消の推進 (2)障がいのある人を支援する地域福祉活動の推進
		2 快適なまちづくりの推進	(1)ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 (2)移動に関する支援 (3)地域共生社会の実現
		3 安全・安心なまちづくりの推進	(1)防災、緊急時の支援の充実 (2)防犯に関する支援



第5回 にじいろネット

参加無料
要約筆記あり

～医療的ケアを含む重症児・者と家族の為に～

5市（津・鈴鹿・亀山・名張・伊賀）連携研究会

令和2年
1月19日(日)
13:00～16:00
(12:30 受付)

三重県伊賀市庁舎7階 大会議室

〒518-0823
三重県伊賀市四十九町 2802

主催
独立行政法人国立病院機構 三重病院
三重大学医学部附属病院 小児トータルケアセンター
共 催
三重県医師会
協 力
三重県医師会
津市 / 鈴鹿市 / 亀山市 / 名張市
伊賀市役所・伊賀市・伊賀市医師会
伊賀市

計画中に
特設会場
モバイルファーマシーが
やってきます！
内蔵
できます

モバイルファーマシーはキャンピングカー
等を改造した、薬剤師を乗せた災害時
緊急医療支援車です。電力や水の供給が
断れた際の緊急医療時等に医療的に適切な
医薬品の供給を行います。ぜひ、ご覧下
さい。

- 13:00 開会のあいさつ
伊賀市代表 伊賀市長 阿部 栄 氏
- 13:10 来賓のあいさつ
伊賀医師会長（同政協会病院 理事長・院長）梅木 達 氏
- 13:30 事例発表
『“お薬手帳”を活用した在宅医療サポート事業』
伊賀市健康福祉部 医療福祉政策課 樋田充芳 氏
- パネルディスカッション
『在宅医療サポートに向けた多職種連携』
コーディネーター
根本真幸 氏
三重大学医療介護連携アドバイザー
（四国医療政策研究センター長、日本医師会中央地区連合会理事）
- パネラー
紀平久和 氏
伊賀医師会 副会長
中山真紀 氏
伊賀市医師会 顧問
西出雅典 氏
伊賀・名張地区訪問看護ステーション連携協議会 伊賀市代表
平井健生 氏
伊賀市社会福祉法人連合会（伊賀市社会福祉協議会 常務理事）
太田友美 氏
伊賀市健康福祉部健康推進課 課長
- 14:30 ワークショップ
その1 にじいろワークショップ
『地域で共に暮らす』
『災害時に役立つもの』
その2 地域別ワークショップ
『私の住む地域の課題』
- 15:55 閉会のあいさつ
次期伊賀市代表



お問い合わせ（事務局）

三重大学医学部附属病院 小児トータルケアセンター

TEL: 059-231-5268 FAX: 059-231-5435 E-Mail: children-ttc@mo.medic.mie-u.ac.jp



2019 年度「にじいろネット」



第4章

進めていく施策



絵：第2放課後等デイサービスささゆりのみなさん

目標Ⅰ 一人ひとりに応じた生活支援のしくみをつくる

基本方針1 情報提供と相談支援の充実

【現状と課題】

- 福祉に関する情報の主な入手先は障がい種別によって異なるため、それぞれに応じた情報提供の方法を考えていく必要があります。
- 障害福祉サービスを利用していない理由として、「サービスを知らない」という割合が増加しており、内容や利用方法が充分伝わっていない現状があります。
- 成年後見制度など、障がいのある人の権利を擁護する仕組みについて認知度が低く、将来の不安につながっている可能性があります。
- 相談支援については、「身近な場所で相談できること」「適切なアドバイスができる人材が確保されること」を求める声が多くあります。
- 多様なニーズに伴い、福祉に関する制度も多種多様となっており、詳しい情報を提供する体制と障がいのある人やその家族等が自らも簡単に情報を得られる手段が求められています。
- 市直営の障がい者相談支援センターに基幹相談支援機能を設置したり、特定相談支援事業所等の充実により、障がいのある人やその家族等の不安は減少してきましたが、まだ充分ではなく、障がい・高齢・子どもといった縦割りの相談体制では対応できない案件が増えています。

第4章

進めていく施策

(1) 障がい者福祉に関する情報提供の充実

取り組み	内 容
①総合的できめ細かな 情報提供の充実	障がい福祉に関する最新の情報を市広報、ホームページ、行政情報番組を通じて提供します。また、音声・点字版の発行及び周知や、新しい情報提供ツールの導入を検討します。 必要な情報が的確に届くように、市職員全体の意識・知識の向上を図るとともに、職場や地域においてさまざまな情報を提供する役割を担えるよう、スキルアップに努めます。 ウェブアクセシビリティ³に配慮したホームページや、ユニバーサルデザインに基づいた広報紙により、高齢者や障がいのある人へもさまざまな情報をわかりやすく伝えます。
②情報を活用する意識 づくりの推進	障がいのある人だけでなく、支援者や市民が地域の身近な場所で情報収集できる環境づくりに努め、情報を活用する意識づくりに取り組みます。

³ ウェブアクセシビリティ：高齢者や障がい者等心身の機能に制約のある人を含め、ウェブサイトで提供されている情報が誰に対しても正しく伝わり、提供されている機能やサービスを誰もが容易に利用できること。

(2) 包括的な相談支援のしくみづくり

取り組み	内 容
①包括的な相談支援体制の充実	障がい者相談支援センターでは、障がいのある人及びその家族からの相談に対応します。さらに、虐待事例や処遇困難事例の対応、相談支援に関するスーパーバイズ⁴、多機関のネットワークの構築、個別支援から派生する新たな社会資源や仕組みの創出を行います（基幹相談）。 相談支援室では福祉の一次相談窓口として、相談者の属性にかかわらず、地域のさまざまな相談を受け止め、自ら対応あるいは適切な支援機関につなぐ役割を果たします。 複雑な問題を抱える事例は、多くの支援機関や地域が関わります。それぞれの役割を明確にし、課題解決のための方策を検討するため、地域ケア会議等を開催します。 ニーズや課題が多様で複雑、あるいは明らかではない人やその世帯について、かかわりを長く継続する相談支援を通じて、生きていこうとする力を高め（エンパワメント）、地域社会とのつながりの回復を図ります。
②ケアマネジメント ⁵ の充実	障がいのある人自らの決定に基づいて社会のあらゆる活動に参加し、自己実現ができるようなケアマネジメントを行うため、分野を超えた相談に対応できるよう関係機関と連絡調整等を行います
③身近な地域での相談推進	障がい者相談員、民生委員・児童委員、福祉（協力）委員、住民自治協議会等の協力を得ながら、社会福祉協議会と連携し、地域の中で支援が必要な人の発見に努め、身近なところで気軽に相談できる関係づくりに取り組みます。また、専門的な相談機関に的確につなげていくため、身近な地域での相談を推進します。

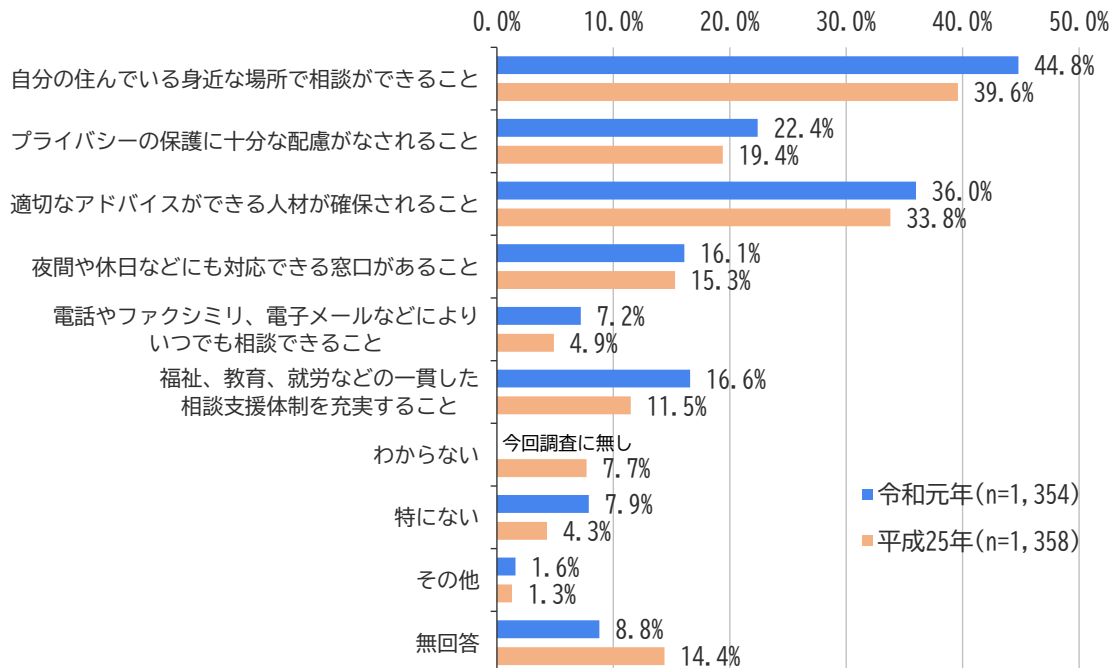
⁴ スーパーバイズ（supervise）：「管理する」、「監督する」と訳される言葉で、福祉の分野では専門職等への支援や指導の意味で使われ、必要な知識や技術の指導を行うほか、対人援助職が抱える悩みやストレスを受け止め、支えるという意味も含む。

⁵ ケアマネジメント：障がいのある人の多様なニーズを把握し、さまざまなサービス提供機関と調整を行いながら支援計画を作成し、適切なサービスを提供すること。

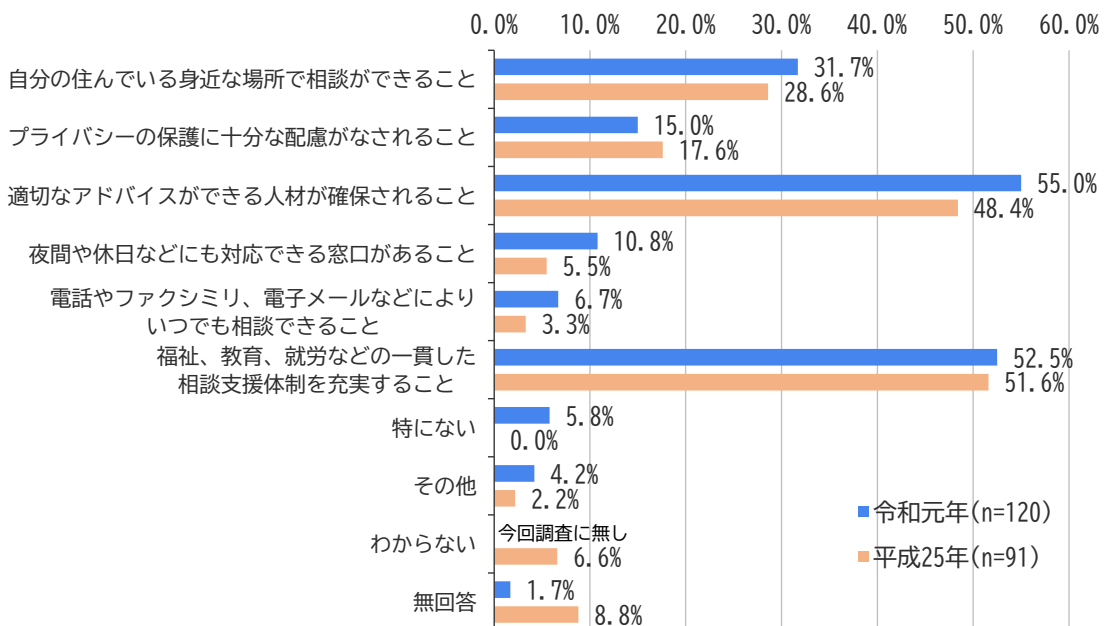
◇アンケート結果より

〔設問〕 あなたは、相談窓口を充実させるためには、どのようなことが必要だと思いますか。
(主なものを2つまで)

【障がい者調査】



【障がい児調査】



(3) 権利擁護に関する支援

取り組み	内 容
① 権利擁護に関する相談支援体制の充実	相談支援を通して、障がい者の権利が擁護されているか確認し、権利侵害があれば解消のための支援を行います。
② 日常生活自立支援事業 ⁶ の充実	知的障がい・精神障がい・認知症などにより判断能力が不十分な人が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が続けられるよう、事業内容や相談窓口の普及啓発を行います。
③ 成年後見制度の充実	地域包括ケアシステムを深化・推進していくため、伊賀地域福祉後見サポートセンターを中心に、地域の権利擁護支援、成年後見制度の利用促進に向け取り組みます。 後見活動を担う第三者後見人 ⁷ を確保するため、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職と連携し、第三者後見人の養成を推進するとともに、支援についても検討します。さらに、成年後見制度の内容や相談窓口について、制度の普及啓発を行います。
④ 虐待の早期発見と支援体制の強化	養護者、障がい福祉施設従事者、使用者（事業主）等による障がいのある人への虐待防止の啓発を行うとともに、支援者や関係機関等と連携し、虐待の早期発見及び支援体制の強化に努めます。 障がい者虐待を発見した際は速やかに通報ができるように、支援者を対象とした虐待防止研修会を定期的を開催します。

第4章

進めていく施策

⁶ 日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）：知的障がい・精神障がい・認知症などにより判断能力の不十分な人が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が続けられるよう支援する事業。利用者との契約に基づいて、福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理、書類預かり等のサービスを行う。

⁷ 第三者後見人：弁護士、司法書士などの法律職種及び、社会福祉士などの福祉職種が親族の後見人の代わりに、あるいは親族の後見人とともに後見人に就任すること。

基本方針2 生活を支援するサービスの推進

【現状と課題】

- 障害福祉サービスに対する満足度は、障がい者・児調査ともに高くなっていますが、「利用したい施設等が近くにない」「定員が少ないためにサービスの利用を希望しても利用できない」といった声もあり、サービスが不足している現状がわかります。
- 現在、市内のグループホーム⁸の利用希望者数が増えているため、施設の確保・整備が求められています。
- 障がいのある人本人だけでなくその介護・介助者の高齢化も進んでいる中、身体的にも精神的にも負担を感じている人が多く、それらを軽減する支援が必要です。
- 障がいのある人の体調や特性に応じたサービスの提供が行えるよう、障害福祉サービス事業者や支援者の充実・質の向上を図るため、福祉人材の確保・育成が求められています。
- 地域で安心して生活するための住まいの確保や経済面でのフォローなど、地域住民や民間団体等による連携を図る必要があります。

（1）福祉サービス等の充実・質の確保

取り組み	内 容
①障害福祉サービス等の充実	障がいの種別や程度にかかわらず、多様なニーズに応じた障害福祉サービス等を身近なところで利用できるよう、サービス事業者や専門機関、医療機関等と連携して、人材や拠点の確保に努めるとともに、職員の処遇改善のため障害福祉サービス報酬の改善等を国や県と連携して取り組みます。 一人ひとりのニーズにきめ細かく対応し、質の高いサービスを提供していくために、サービス事業者の意識や技術を一層高める研修を推進します。

⁸ グループホーム：障がいのある人が世話人等の支援を受けながら、地域で共同生活を営む住居。介護サービスを当該事業所の職員が提供する「介護サービス包括型グループホーム」と介護サービスを外部の居宅介護事業者等に委託する「外部サービス利用型グループホーム」がある。

取り組み	内 容
②地域生活への移行に向けた支援	福祉施設や医療機関から地域生活への移行を促進するため、指定一般相談支援事業所 ⁹ や関係機関等と連携し、一人ひとりのニーズに応じた情報提供やサービスの提供調整に努めるとともに、地域生活に必要な社会資源の整備を推進します。
③地域住民や民間団体等の支援活動との連携	地域で安心して暮らすためのよりきめ細やかな生活支援を行うため、障害福祉サービスと地域住民や民間団体等による地域福祉活動との連携を推進します。 障がいのある人と支援者、地域住民の三者が地域生活課題を共有し、その解決に向けてともに活動に取り組んでいくという意識を醸成します。

(2) 家族介護者等への支援

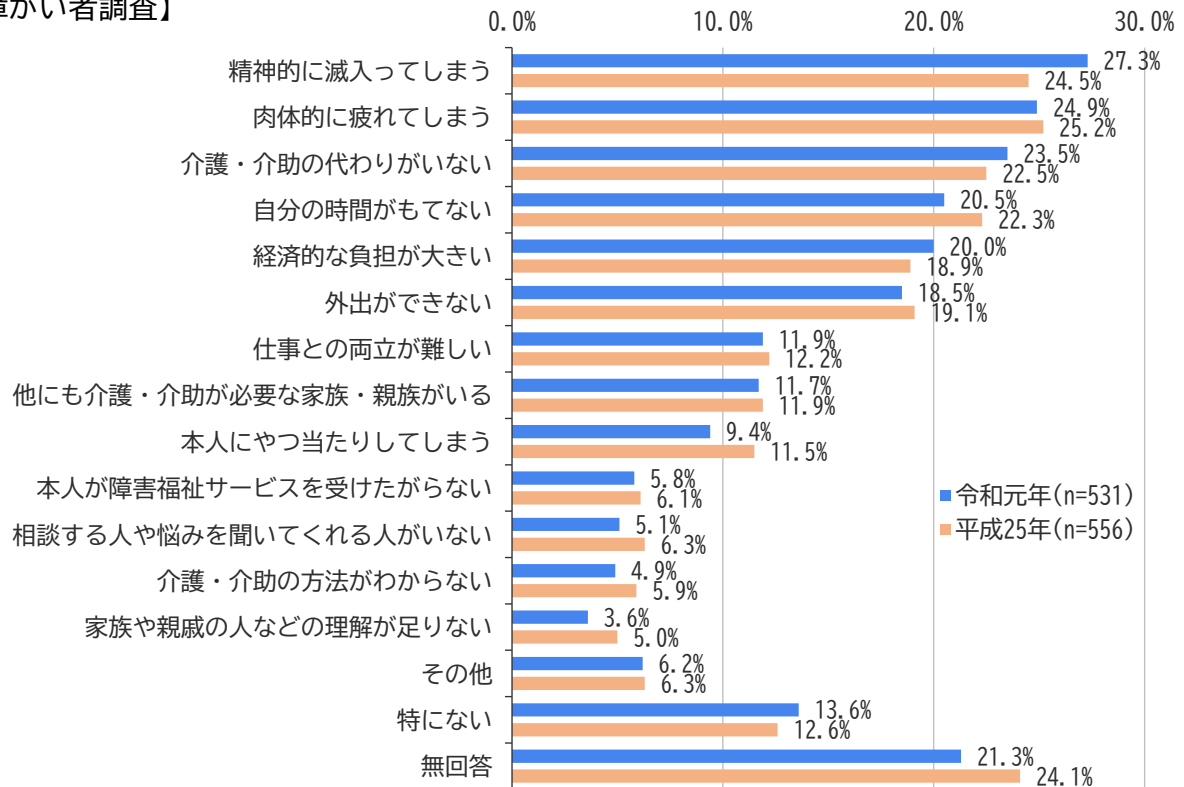
取り組み	内 容
①障害福祉サービス等の利用促進	障がい者相談支援センターや指定特定相談支援事業所等において適切な相談支援を行うことで必要な障害福祉サービス等をコーディネートし、障がいのある人の望む暮らしを実現し、家族介護者の負担の軽減を図ります。 急に家族が介護できなくなった場合に対応するため、短期入所や日中一時支援等へのサービス事業所の参入促進に努めるとともに、他の制度の施設の利用についても検討します。
②介護者の交流や学習活動等への支援	家族介護教室等を実施し、介護をしている家族同士が、交流や学習等の主体的な活動を通じて悩みや経験を分かちあい、支えあいながら、介護の負担を軽減できるよう支援します。 介護者等のニーズが多様化しているため、それらに対応した支援を行います。

⁹ 指定一般相談支援事業所：障害者支援施設等に入所している人や精神科病院に入院している人が、地域生活へ移行するための支援や、居宅において一人暮らしをしている人等の夜間や緊急時等における支援を行う事業所。

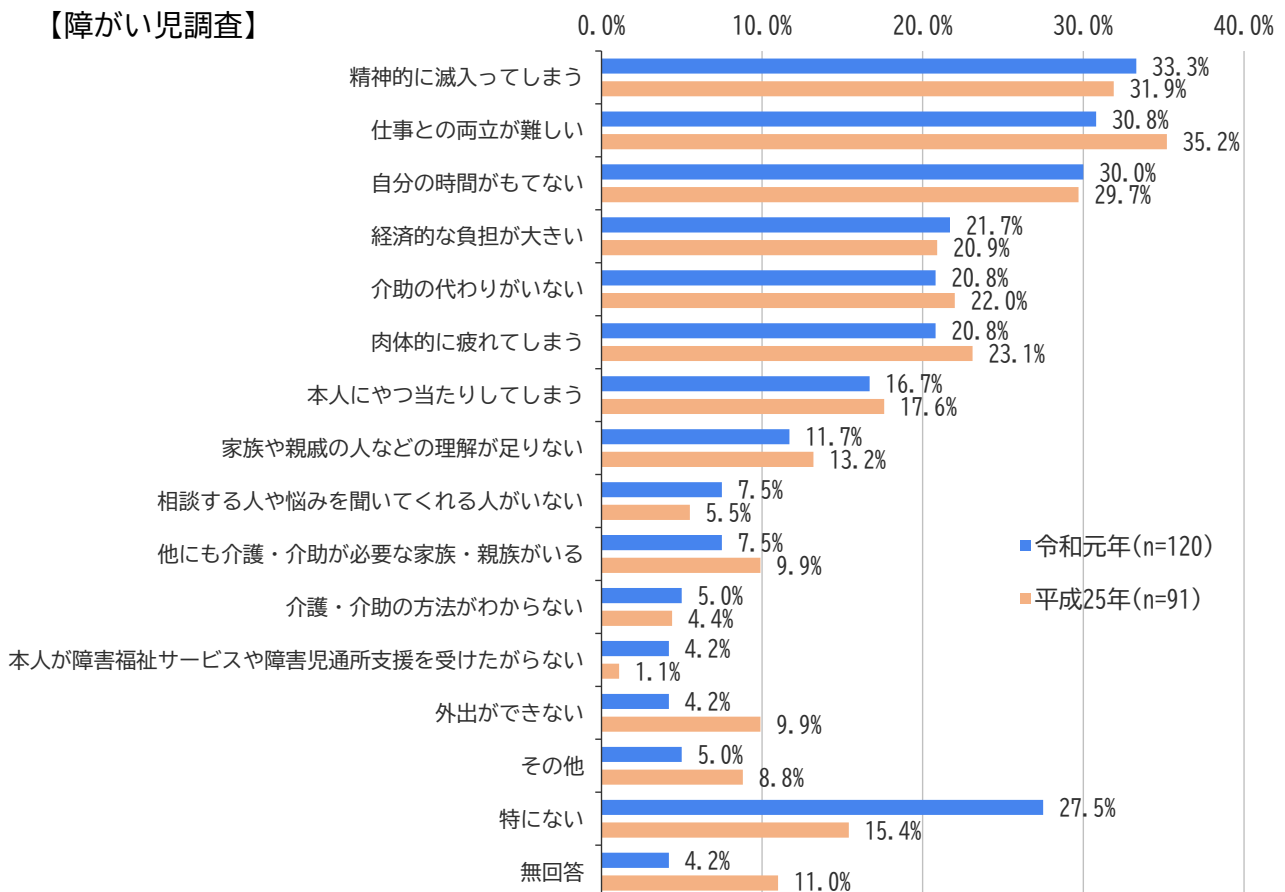
◇アンケート結果より

〔設問〕介護・介助者の人が、困っていることについて教えてください。
(あてはまるものすべて)

【障がい者調査】



【障がい児調査】



(3) 住まいの確保

取り組み	内 容
① 居住系サービスの充実	地域での自立した生活の拠点として、サービス事業者と連携し、グループホーム等の施設の充実に努めます。また、施設整備に向けての地域住民の理解啓発を推進します。
② 地域での自立生活に向けた住宅確保の推進	自立して生活できる住宅を確保していくために、不動産事業者や地域住民の理解を得るよう啓発を行うとともに、公営住宅・民間賃貸住宅等への入居支援を推進します。 居住支援法人である伊賀市社会福祉協議会と連携し、各相談支援機関等で住宅を確保することが困難な障がいのある人等が入居可能な物件の情報共有を行います。

(4) 経済的な自立に向けた支援

取り組み	内 容
① 年金、手当等の充実	経済的に自立した生活を送るために、年金制度・各種手当の充実に向けて、国や県と連携して取り組みます。また、年金や手当等の支給に関する情報提供や支援を行います。 重度の障がい者・児への手当等について、よりニーズに合った内容に見直し、多くの人への支援となるよう努めます。
② 医療費等の自己負担軽減のための制度の充実	安心して医療を受けられるよう、医療費の自己負担の軽減など、諸制度の改善や支援の充実に国や県と連携して取り組みます。
③ 金銭管理に関する支援の推進	判断能力に不安がある人について、生活の基盤となる金銭管理や、消費者被害等の防止を支援し、経済的な自立を進めていくよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進します。

(5) 福祉人材の確保・育成

取り組み	内 容
①福祉人材確保・育成 のための支援	福祉人材の定着や離職防止を図るため、介護職員等の抱える業務上の悩みなどに対するアドバイザーや相談窓口の紹介等を積極的に行います。
	福祉学科等を有する高校等との連携を強化し、県内就業への誘導、再就職等の促進を推進します。
	福祉人材確保・育成のため、県やさまざまな機関が実施する資格取得等のための講習や研修などの情報を広く収集し周知します。また、潜在有資格者の掘り起こし等にも努めます。



基本方針3 保健・医療・福祉分野の連携体制の強化

【現状と課題】

- 障がい者・児調査ともに、障がい特性に応じた医療施設の充実を求める声が多くあります。
- 医療機関に対して、障がい福祉制度や相談体制の周知が必要です。
- 医師や薬剤師、訪問看護師など多職種が連携を強化し、障がいのある人やその家族等が住み慣れた地域において暮らし続けるための包括ケアシステムの構築を進める必要があります。
- ストレス社会といわれる現代は、こころのバランスを崩す人が増加傾向にあり、こころの健康を保つことができるように、また、バランスを取り戻せるように、さまざまな支援が必要です。

(1) 健康づくりへの支援

取り組み	内 容
①主体的な健康づくりの推進	健康管理や健康づくりに主体的に取り組んでいくよう、啓発や学習機会を提供し、障がいのある人自身や家族の健康管理に繋がるよう支援します。 新型コロナウイルス感染拡大を防止するための「新しい生活様式」の実践や、感染予防対策を取りながらの健康づくりについて広く周知します。
②保健サービスの利用促進	健康の維持や増進を図るとともに、疾病の早期発見や二次障がいを予防していくために、健康診査、健康相談、健康教室などの保健サービスの利用を促進します。障がい者団体やサービス事業者、医療機関等と協力しながら、広報紙やケーブルテレビ、ホームページなどを通じて広く健康に関する情報発信や保健事業の紹介等を行います。
③こころの健康づくりへの支援	伊賀市自殺対策行動計画に基づき、教室や講演会などを実施し、こころの健康づくりについての知識を普及するとともに、メンタルパートナー ¹⁰ の養成など支援体制の充実を図ります。

¹⁰ メンタルパートナー：自殺予防について正しい知識を持ち、身近な人の変化に気づき、自殺を考えている人、悩んでいる人を相談窓口等へつなぐ役割が期待される人。

健康と命を守るために 一人ひとりができる 新型コロナウイルス感染症対策



新しい生活様式」を心がけましょう

◆感染防止の3つの基本

- ① 身体的距離の確保
- ② マスクの着用
- ③ こまめな手洗い

◆日常生活で気を付けたいこと

- こまめな手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避
(密集、密接、密閉)
- 毎朝の体温測定、健康チェック

具体的なポイント

- 買い物は人がすいている時間に、1人か少数で時間をかけない。
- 散歩やジョギングは少数で、すれ違ふときは距離をとる。
- 公共交通機関を利用するときは会話を控える。
- 食事では、対面ではなく横並びに座り、料理を分け合わない。
- 持ち帰りや出前、宅配を利用する。
- 発熱や風邪の症状がある場合は行事や集会に参加しない。
- 在宅勤務やネットワークで会議を行う。

家に帰ったらまず手や顔を洗う。
手は石けんで丁寧に洗う。
または、手指を消毒する。

症状がなくてもマスクを着用する。

人との間隔は2m(最低1m) あける。

会話をする時は真正面を避ける。

不当な差別や偏見をなくしましょう

感染者・濃厚接触者・医療従事者などに対する誤解や偏見による差別があってはなりません。うわさ話やインターネットなどの情報をうのみせず、公的機関の提供する正確な情報を入手して、冷静な判断と行動をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、いじめなどの被害にあったときや、困ったときは、一人で悩まず相談してください。

●みんなの人権110番 TEL: 0570-003-110

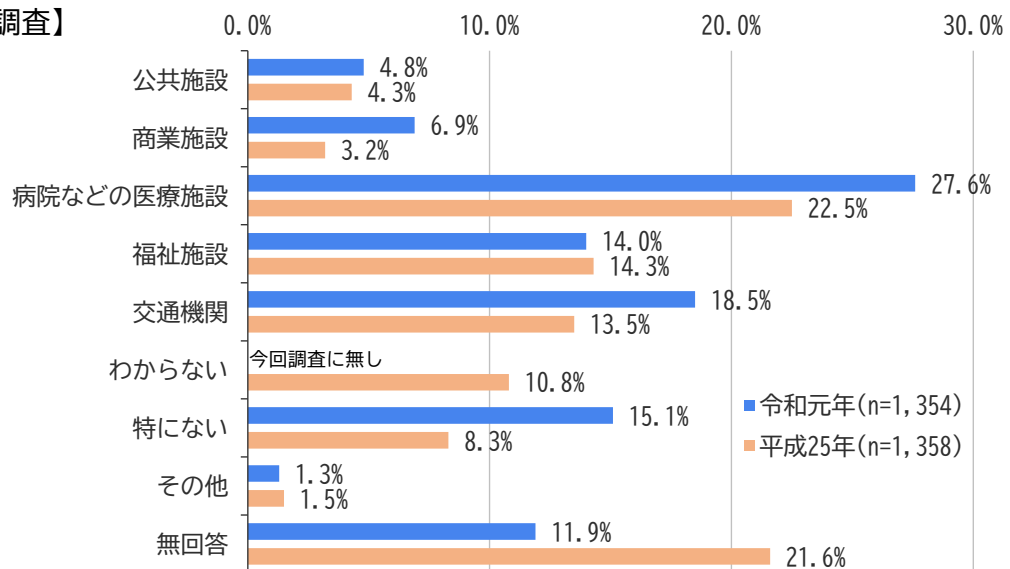
(2) 保健・医療・福祉分野の連携体制の強化

取り組み	内 容
①保健・医療・福祉分野の連携体制の強化	医療ニーズのある人が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、保健・医療・福祉分野の連携の強化を図ります。 専門職間の連携を強化し、障がいのある人もその家族もネットワークの一員として、全世代型地域包括ケアシステムの構築をすすめます。

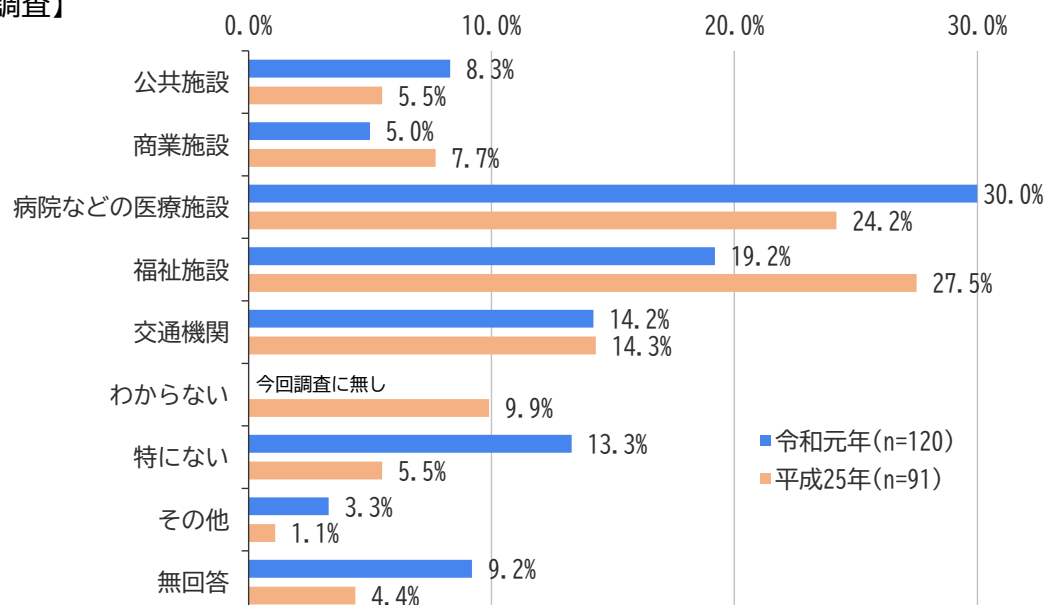
◇アンケート結果より

〔設問〕 次のうち、あなたが一番環境を整えてほしい施設はどこですか。（１つだけ）

【障がい者調査】



【障がい児調査】

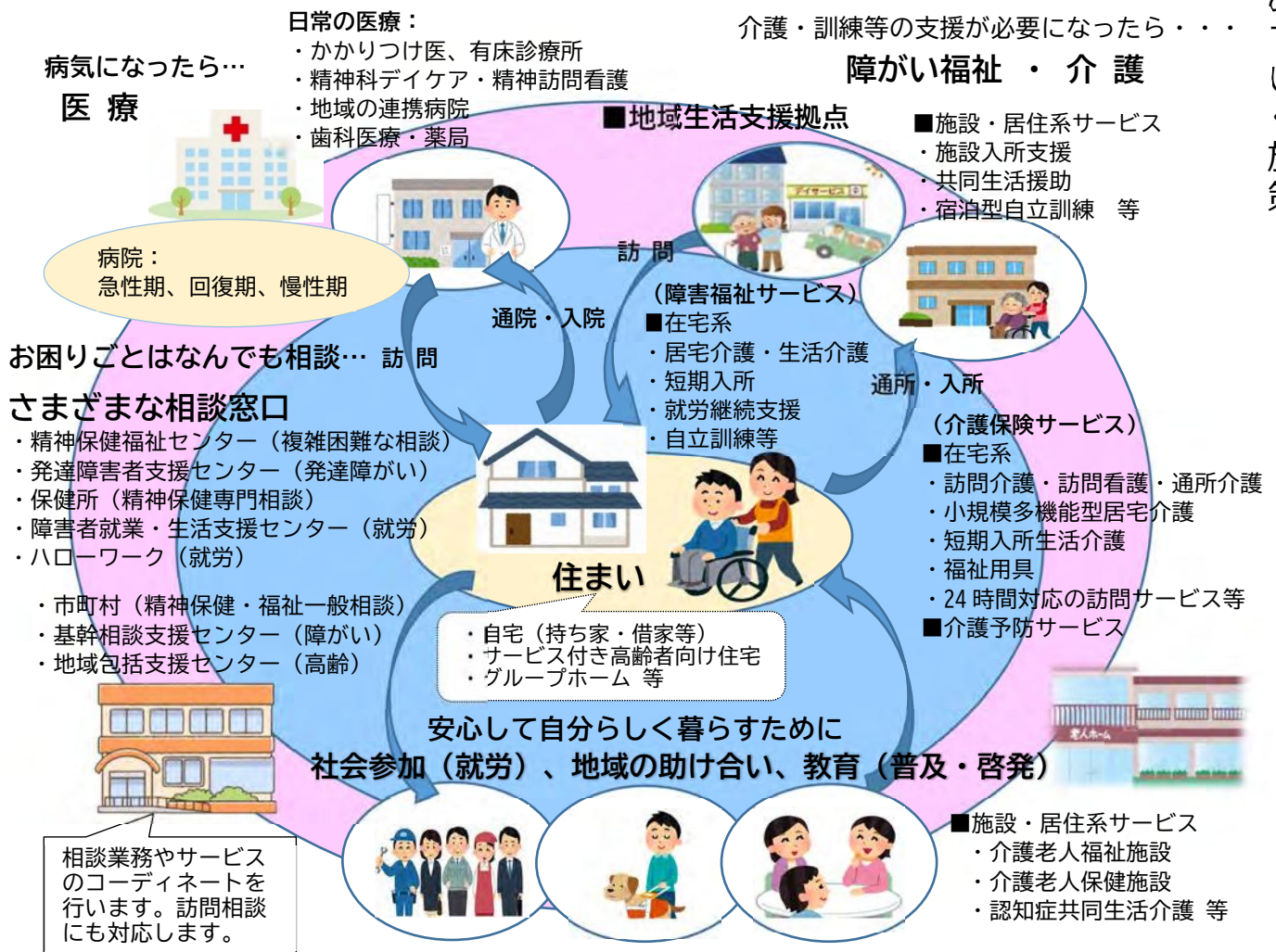


(3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

取り組み	内 容
①精神障がいにも対応したシステムの構築	精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをするためには、医療機関による退院支援と地域の福祉関係者による地域生活支援の両面が必要であることから、保健・医療・福祉関係者が連携できるシステムの構築を推進します。
②地域での住まい確保の支援	不動産事業者に対し、保証人問題や緊急時の連絡体制について丁寧に対応することで協力できる関係を構築し、住まいの確保のための支援を行います。
③ピアサポート体制の推進	同じ障がいのある人の相談相手となったり、仲間として社会参加や問題解決を支援するピアサポーターへの支援体制を、医療機関と障害福祉サービス事業所等が連携し推進します。

第4章

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）



進めていく施策

目標Ⅱ 生涯を通じて社会参加できる共生のしくみをつくる

基本方針1 一生涯を通じた生活支援システムの充実

【現状と課題】

- 発達に関する専門的な診断や治療ができる医療施設のニーズが前回調査時（2013（平成25）年）と同程度あり、不足している状態が続いています。
- 発達に関する支援を早い段階から切れ目なく行うためには、こども発達支援センターを核として、専門機関等との連携を充実させる必要があります。
- 障がいのある人も家族介護者等も高齢化が進み、障害福祉サービスのみでは安心して安定した暮らしを続けることが難しくなっており、より一層関係機関や地域全体で取り組む必要があります。
- 本市では緊急時に利用できる短期入所事業所が長年不足しており、アンケートでも短期入所サービスを求める割合が高くなっています。

（1）発達支援体制の充実・推進

取り組み	内 容
①発達支援システムの推進	乳幼児期、学齢期から青年期までの障がいのある子どもに、切れ目のない支援をするため、母子保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関による早期からの横断的な発達支援に取り組めます。 障がいのある子どもが、できる限り自宅や住み慣れた地域で生活していけるように、こども発達支援センターや児童発達支援センター等の関係機関と連携し、障害児通所支援事業や訪問支援、教育相談、発達検査等に取り組めます。



取り組み	内 容
②発達障がい ¹¹ 児等に対する支援	保育所（園）、幼稚園、学校及び各関係機関が作成する支援計画に加え、保護者が作成する「伊賀市さぼーとファイル¹²」を活用し、発達障がいがある子どもとその保護者への支援を行います。 特別支援学級¹³在籍の児童生徒だけでなく、通常学級における支援の必要な児童生徒についても、「伊賀市さぼーとファイル」等を利用しながら、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」を作成し、活用することで、個々のニーズに合った切れ目のない適切な支援に取り組みます。
③地域の学校との連携強化	障がいのある子どもがその能力や可能性を最大限に広げられるよう、特別支援学校をはじめ、保育所（園）、幼稚園、小学校、中学校、高等学校と連携を強化し、地域の学校に通う子どもの一貫した発達支援を進めます。



¹¹ 発達障がい：自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。相手の意図を読みとったり、会話などの対人関係が取りにくい状態。言葉の遅れや強いこだわりが出る場合もある。

（アスペルガー症候群）

知的障がいがない、あるいはほとんどないが、自閉症同様の「かかわり」「コミュニケーション」「こだわり」の障がいという3つの特徴を併せ持った発達障がい。

¹² さぼーとファイル：子どもの発達や特性等を保護者が記録するファイル。関係機関へ提示し情報提供を行うことでさまざまな機関が共通の理解のもと支援を行う。

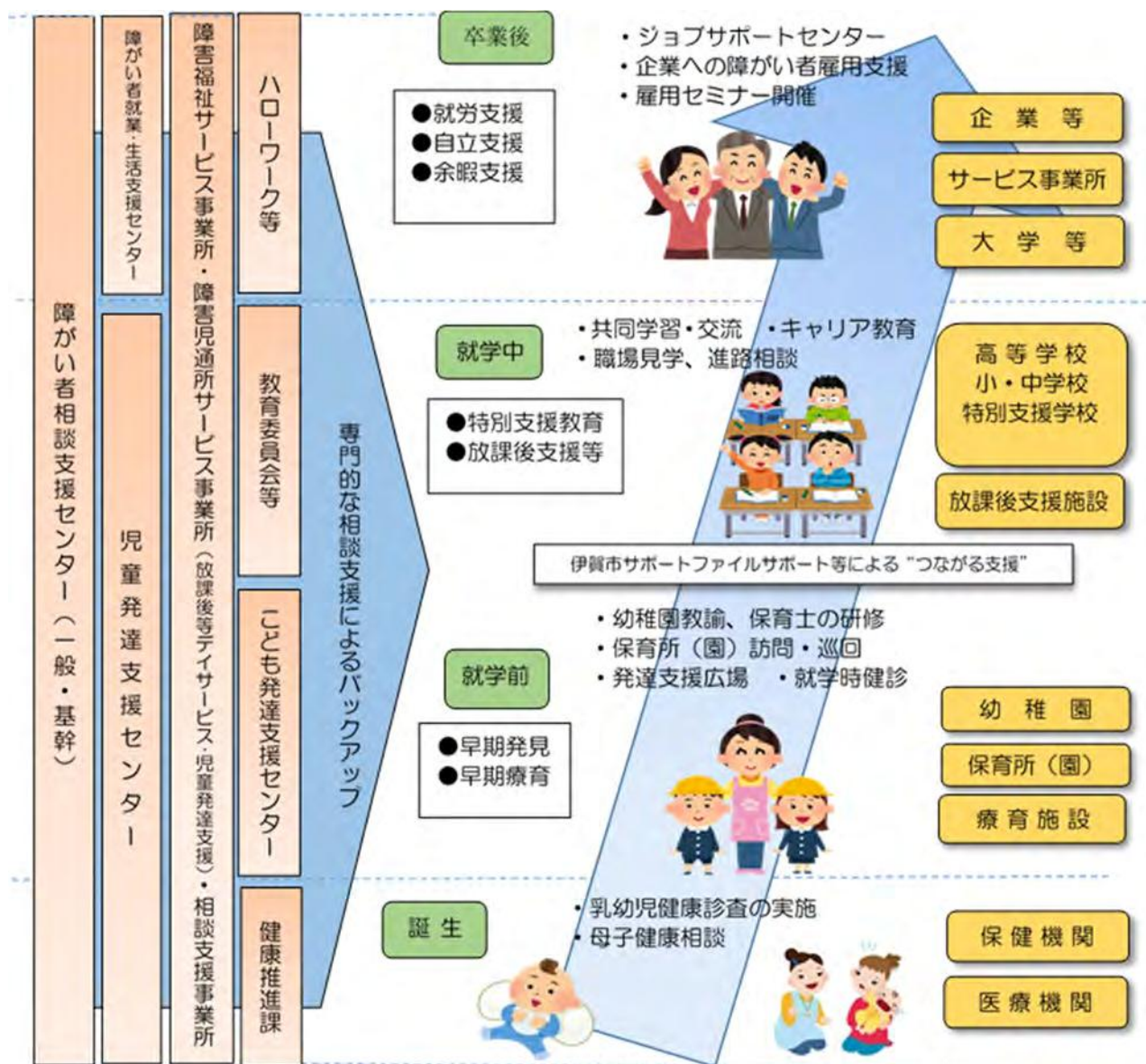
¹³ 特別支援学級：障がいのある児童・生徒に学習や生活上の課題をふまえた教育を行うために、小中学校に設置する学級。

(2) 自立した地域生活のための支援

取り組み	内 容
①自立した地域生活のための支援	ライフステージに応じて自立した生活に必要な力を身につけるための学習・体験等の機会を提供するとともに、それらの成果を活かして社会参加していくためのしくみづくりに努めます。 生涯を通じた生活支援、就労支援を系統的かつ継続的に行い、障がい者相談支援センターが中心となり、関係機関と情報を共有し、障がいの種別や程度にかかわらず、地域で自立して生活していけるよう環境を整えます。

第4章

進めていく施策



(3) 高齢になった障がいのある人への支援

取り組み	内 容
① 高齢になった障がいのある人への支援	高齢になった障がいのある人が地域で生活できるよう、関係機関と連携し、障がいと介護の垣根を超えたトータルサポート体制づくりに取り組みます。 高齢の障がいのある人がそれぞれに応じたサービスを円滑に利用できるよう共生型サービス事業所の設置促進をするとともに、利用サービス計画を作成する介護支援専門員と障害福祉サービスの相談支援専門員との連携を強化します。 65 歳以上となる障がいのある人について、必要に応じて介護サービスや高齢者サービスへ円滑に移行するため、市民や関係者へ制度の啓発を行います。
② 医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムづくり	いわゆる「2025 年問題¹⁴」を見据え、急増することが予想される医療・介護ニーズに対し、保健、医療、福祉分野の専門職にある人たちの多職種協働による連携を強化します。地域の実情に応じた包括的な支援・サービス提供体制を目指す地域包括ケアシステムの構築を進め、地域共生社会の実現につなげます。

(4) 地域生活支援拠点の充実

取り組み	内 容
① 緊急時の受入れ体制の充実	緊急時の受け入れ先に対する不安を抱える障がいのある人やその介護者等のため、地域の障害福祉サービス事業所と連携を図り、受け入れ体制を整えます。 緊急対応等の必要がある場合は、基幹相談支援センターが中心となり、コーディネートが素早く行えるように受け入れ体制を整えます。
② 地域で暮らすための体験等の場づくり	地域移行等の前に、体験の場を設けることでスムーズに地域生活への移行ができるよう支援体制を整えます。

¹⁴ 2025 年問題：団塊の世代（第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代）が 2025（令和 7）年ごろまでに後期高齢者（75 歳以上）となることにより、医療費など社会保障費の急増が懸念される問題。

基本方針２ 早期療育と保育の充実

【現状と課題】

- 2020（令和２）年４月に児童発達支援センターが開設され、身近な地域で専門的な療育を受けられる体制が整いましたが、早期に支援へとつなげ、保護者が安心して子育てできる環境を作る必要があります。
- アンケートでは「障がい児療育・教育の充実」を必要とする意見が圧倒的に多く、障がい児の保護者が早期の適切な支援を一番に求めていることがわかります。
- 保育所（園）や学校などにおいて、多様なニーズに対応するための障がい児保育・特別支援教育¹⁵の理解や知識を深めるための研修等が必要です。

（１）障がい児の早期療育の充実

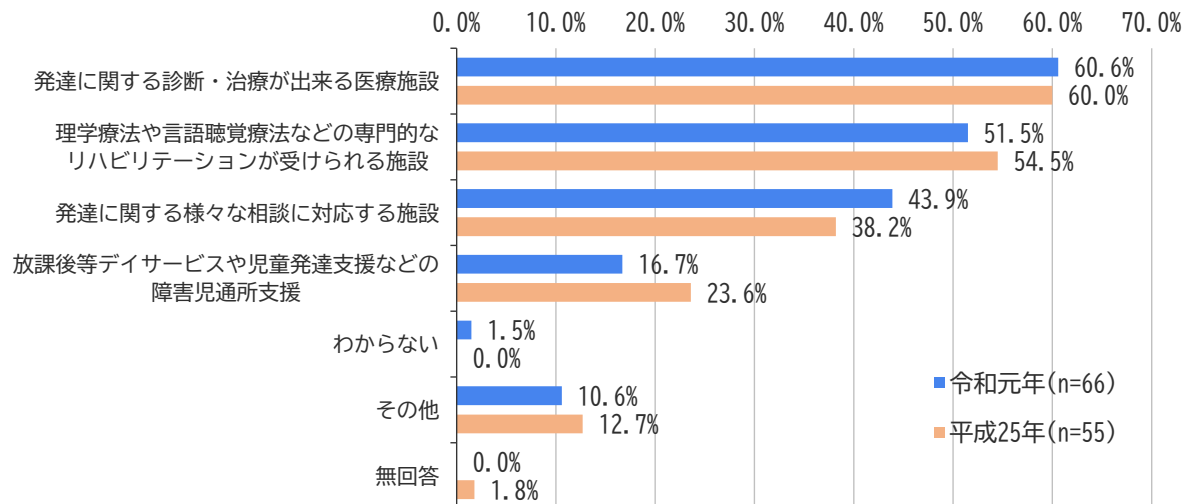
取り組み	内 容
①母子保健・発達相談体制の充実	全ての保育所（園）において、こども発達支援センターや児童発達支援センターとの連携を密にするとともに、障がいのある子どもや発達に支援が必要な子どもを早期に発見し、保護者が安心して相談できる体制づくりに努めます。 乳幼児健診等の母子保健事業の充実を図り、医療機関等との連携を強化し、障がいや発達について気軽に相談できる体制を充実します。
②発達に関する保護者等の理解の推進	障がいのある子どもや発達に支援が必要な子どもの保護者等が研修や相談の機会を通して、障がいや発達についての理解を深め、早期療育の必要性を理解し、ともに取り組んでいけるよう啓発に努めます。 就学に向けて、発達の課題に早期の段階で気づき、適切な支援につなげるために、こども発達支援センター等の関係機関と連携し、保育所（園）や幼稚園等を訪問するとともに、就学後も各学校への訪問を行います。

¹⁵ 特別支援教育：障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育ニーズに沿った適切な指導や支援を行う学校教育の制度。

◇アンケート結果より

〔設問〕 前問で「2 障がい児療育、教育の充実」と答えた人にお伺いします。障がい児療育を充実するために必要なものは何ですか。（2つまで）

【障がい児調査】



(2) 障がい児保育の充実

取り組み	内 容
①障がい児保育体制の推進	早期に子どもの障がいや支援の必要な子どもに気づき、一人ひとりの障がいやニーズに応じた発達支援を各機関と連携しながら、全ての保育所（園）・幼稚園等において継続して障がい児保育に取り組みます。 障がい児保育の理解と知識を深める研修を行うなど、保育環境の充実を図るとともに、支援に必要な保育士の配置に努めます。
②専門機関等との連携強化	こども発達支援センターや児童発達支援センター等の専門職と一緒に保育所（園）・幼稚園等へ巡回訪問を行い、子どもの発達に応じた保育や支援方法についてアドバイスを行います。

基本方針3 学齢期の子どもの教育・療育の推進

【現状と課題】

- 特別支援学級に通う障がいのある子どもが増えている中、学校での支援体制の充実が求められています。
- 障がいのある子ども向けの福祉サービスについては、利用者数の増加に伴い事業所数は増えていますが、低年齢児や中高生、外国籍の児童などの利用者の多様化により、さまざまな課題が生じています。
- 中学生以上の障がいのある子どもに対する支援が不足していると感じる人が多いです。
- 「障がいのある子どもが集まる放課後等デイサービスに行きたい」という声と「地域の同世代の子どもと遊びたい」という声が同程度あり、どちらの環境も整えていく必要があります。

(1) 共生教育を基本とした特別支援教育の充実

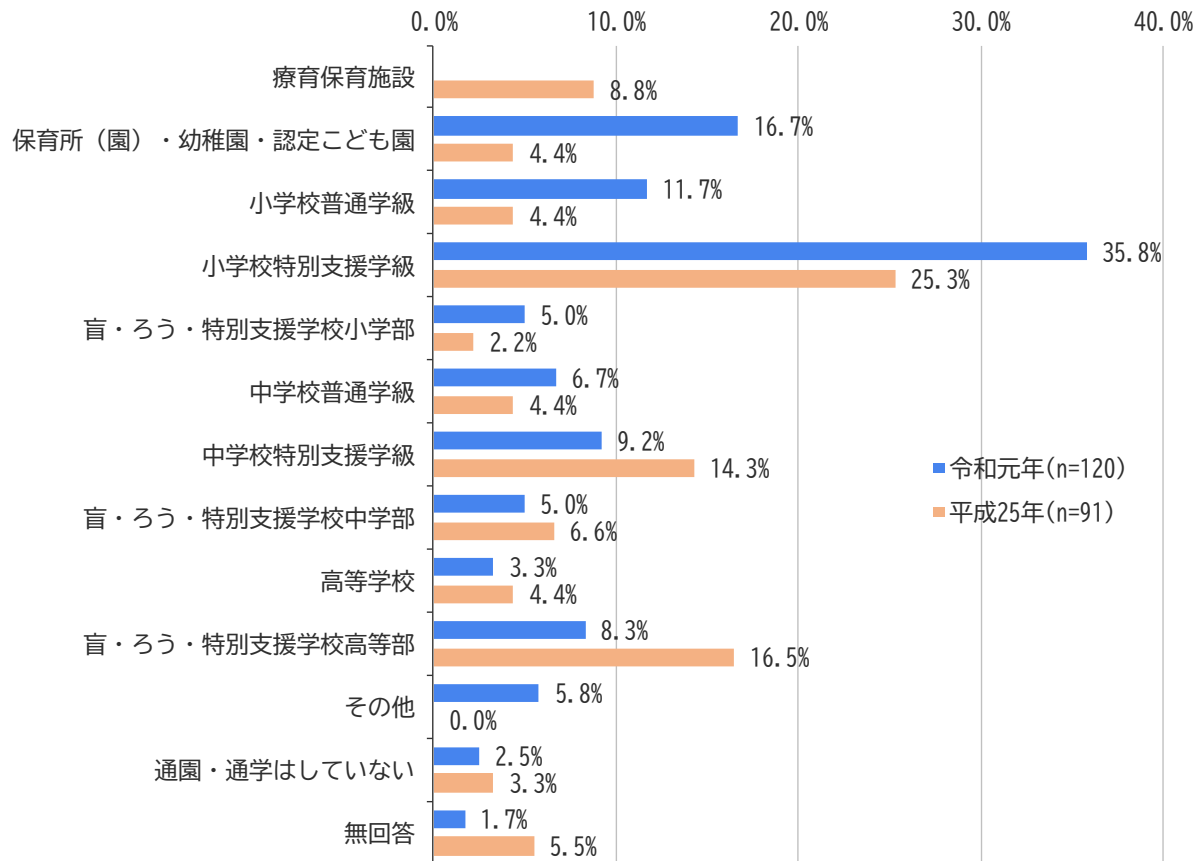
取り組み	内 容
①就学指導の充実	専門医など関係機関が就学時の支援状況などの情報を共有しながら連携し、一人ひとりのニーズに応じた系統的な支援につながるよう就学指導に取り組みます。
②地域の学校での特別支援教育の充実	個別の教育支援計画・指導計画に基づき、特別支援教育コーディネーター¹⁶が中心となって特別支援教育を推進するとともに、必要に応じて教育支援員等の配置に努めます。 障がいのある子どもが適切な教育を受けられるよう、ニーズに応じた特別支援学級の設置を県と連携し取り組みます。 障がいのある子どもへの教育を充実させるために、一人一台タブレット等のICT機器を活用し、子どものニーズに応じた特別支援教育を進めます。
③特別支援学校や専門機関等との連携強化	それぞれの地域の学校での特別支援教育を専門的な見地から支援するため、教育相談や事例検討会等に、特別支援学校や関係機関から相談員等を招き、教職員の知識やスキルの向上に努めます。 障がいのある児童・生徒のニーズに応じた機能訓練等を行っていくよう、医療機関や専門機関と連携します。

¹⁶ 特別支援教育コーディネーター：幼稚園・小中学校・高等学校又は特別支援学校において、障がいのある幼児、児童・生徒の発達や障がい全般に関する問題について調整を行う担当者のこと。主な役割としては、保護者や校内教員の相談窓口、校内外の関係者や地域の関係機関との連携。

◇アンケート結果より

〔設問〕あなたは、現在、学校などに通っていますか。（あてはまるものすべて）

【障がい児調査】



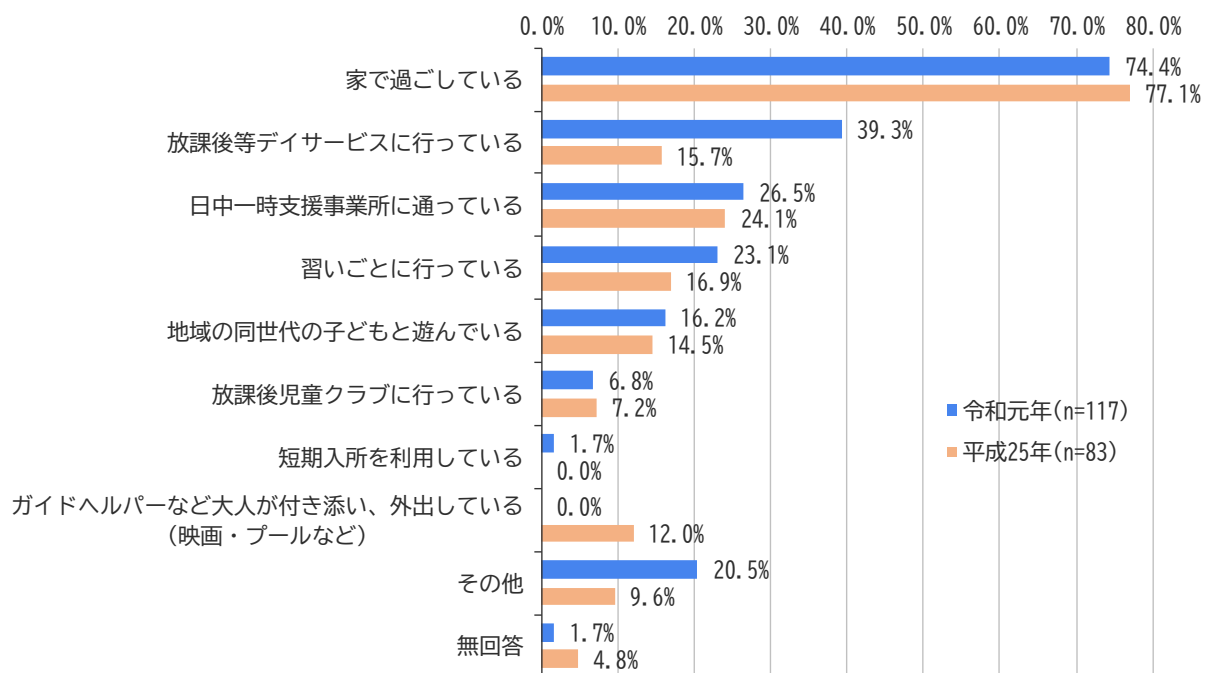
(2) 放課後や長期休業中の活動の場の確保

取り組み	内 容
①放課後児童クラブ ¹⁷ における受入れの推進	障がいのある子どもがそのニーズに応じて放課後児童クラブを利用することができるよう支援員の加配を実施し、放課後や長期休業中の活動の場を確保します。
②放課後等デイサービス等障害福祉サービスの充実	共働きやひとり親家庭が増える中、放課後や長期休業中の居場所である放課後等デイサービス等のサービスの充実を図り、障がいのある子どもの居場所づくりに努めます。

◇アンケート結果より

〔設問〕あなたは、現在、長期休業中や放課後などをどのように過ごしていますか。
(あてはまるものすべて)

【障がい児調査】



¹⁷ 放課後児童クラブ：学校終了後や長期休業期間に、仕事などで保護者が家にいない原則小学校低学年の児童に、指導員が遊びや生活の場を提供する事業。

基本方針4 就労支援の推進

【現状と課題】

- 仕事をしている障がいのある人の割合は前回調査時（2013（平成25）年）よりも高く、特に「正社員、正職員」の割合が大幅に増えました。しかし、多くの人が給料の安さに不満を抱いている現状です。
- 障がいのある人が働くために必要な環境・条件については、「職場の人が障がいについて充分理解していること」が特に求められています。
- 将来は「企業などで一般就労したい」と考えている障がいのある子どもが多いことから、スムーズに就労できるよう、訓練や企業とのコーディネートなどの支援の充実が必要です。
- 企業に対して、雇用促進を求めるとともに、障がい特性や働きやすい環境づくりについての啓発を行うことで継続雇用を支援する必要があります。
- 施設外就労のスキームを活用し、企業と就労支援事業所が連携しながら、障がい者が企業の中で活躍する「インクルーシブな就労」が広がっている伊賀地域の取り組みをもとに、施設外就労「M.I.Eモデル」が作られました。

（1）就労支援ネットワークの強化

取り組み	内 容
①就労支援ネットワークの強化	市、教育機関、ハローワーク、各相談機関、サービス事業者、企業等の関係機関によるネットワークを強化し、障がいのある人の就労を効果的に促進します。
②包括的な相談支援とコーディネートの充実	就労事業所と各相談機関が情報共有し連携を強化できる場を設け、障がいのある人の就労に関する適切なコーディネートを充実します。



(2) 企業等における障がい者雇用の推進

取り組み	内 容
①企業等への啓発	障がいのある人が継続的に働けるように、事業主に障がい特性や施策及び制度について理解してもらうための研修会等を開催するとともに、市内の企業や事業所を訪問し、障がい者雇用についての啓発を行います。 障害者差別解消法で、民間事業者などに求められている不当な差別的取り扱いの禁止や障がいのある人への合理的配慮について啓発を行います。
②障がい者雇用を行う企業等に対する支援	企業に対し、障がい者雇用に関する助成制度や、国等における支援施策についての情報提供を行うとともに、助成制度を活用するための助言や手続きの支援等をハローワークと連携して行います。 障がいのある人を雇用している企業等に対して、障がいの特性などに応じた働きやすい環境を整備していくよう、相談やアドバイスなどを行うしくみづくりを検討します。 障がい者雇用の促進のため、企業等の現状やニーズを把握し、情報提供を行います。
③行政機関での障がい者雇用の推進	市障がい者活躍推進計画に基づき、積極的に採用に取り組むとともに、障がいのある職員が安心して働ける環境づくり等を通じて職場定着を図ります。
④就労に向けた訓練等の充実	企業等で就労するための意欲や、企業が求める知識・技能などを身につけるために、自立訓練事業¹⁸や就労移行支援事業¹⁹を推進します。また、就労支援を行う機関等と連携して障害者トライアル雇用制度²⁰や職場適応訓練事業²¹などの委託訓練事業等を活用しながら、就労に向けた実践的な訓練や実習を推進します。
⑤職場定着のための支援	職場定着のため、障害福祉サービスの就労定着支援事業や雇用する企業に対し、障がいのある人が働きやすい職場づくりを推進します。

¹⁸ 自立訓練事業：自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のための訓練を行う事業。

¹⁹ 就労移行支援事業：65歳未満の障がいがある人で、一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業。

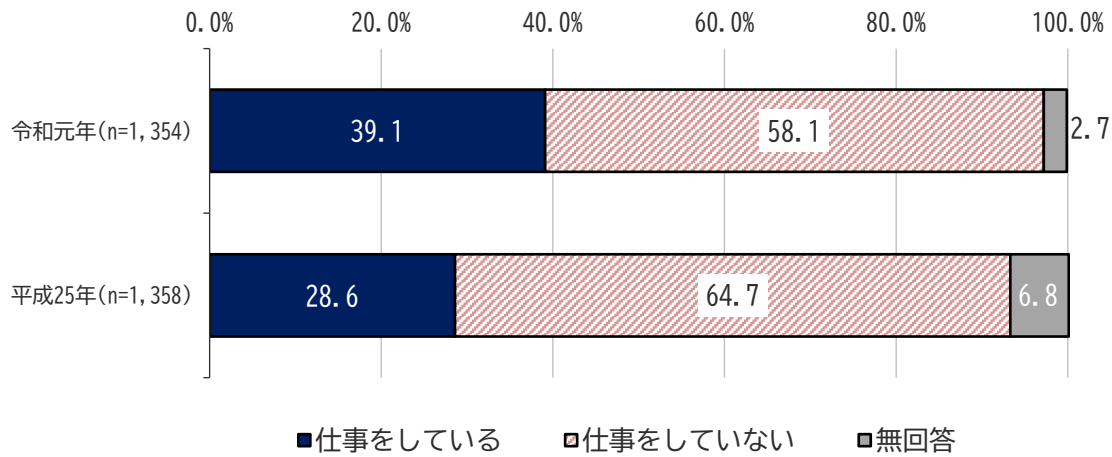
²⁰ 障害者トライアル雇用制度：障がいに関する知識や雇用経験がないため雇用をためらっている事業所が、障がいのある人を試行雇用の形で受け入れ、本格的な雇用に取り組むきっかけづくりをすすめる事業。

²¹ 職場適応訓練事業：県が障がいのある人の採用を希望する事業主に委託し、能力に適した作業の訓練を行うことで、事業主や障がいのある人の不安を解消し、訓練終了後は引き続き雇用することを目指す事業。

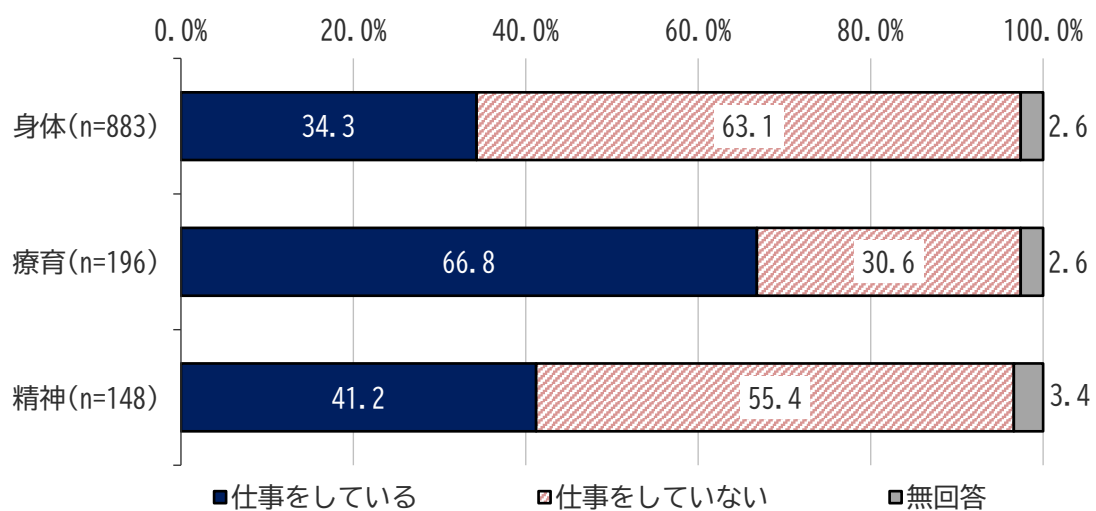
◇アンケート結果より

〔設問〕あなたは現在、仕事をしていますか。（1つだけ）

【障がい者調査】

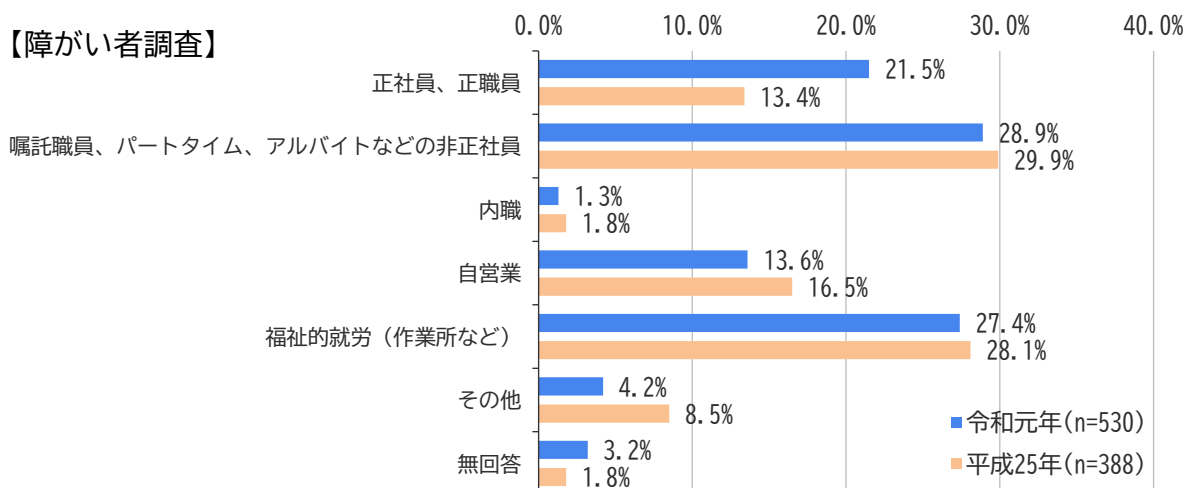


手帳別クロス集計（令和元年）



〔設問〕あなたは、どのような形態で働いていますか。（1つだけ）

【障がい者調査】



(3) 福祉的就労の充実

取り組み	内 容
① 就労系サービス等の充実	企業等での就労が難しい人が生産的な活動を通じて社会参加できるよう、就労継続支援サービスの充実と啓発に取り組みます。
② 就労事業への支援	就労継続支援事業 ²² 等での生産業務の拡大と工賃の確保を図るよう支援します。また、企業からの安定した受注の確保を図るため、複数の事業所が共同で作業を受注するしくみを検討します。
③ 優先調達の推進	障害者優先調達推進法²³に基づき、関係機関と連携して、障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入調達を推進します。 行政のみに留まらず、民需への展開につなげるためにも、障害者就労施設等が受注できる業務内容や障害者優先調達推進法そのものへの理解促進に取り組みます。



²² 就労継続支援事業：一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業。

²³ 障害者優先調達推進法：障がい者就労施設等で就労する障がいのある人の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入（調達）することを推進することを目的とする法律。

基本方針5 社会参加活動の推進

【現状と課題】

- 障がいのある人が主体的に社会参加活動に取り組めるよう、関係団体等に支援を行っていますが、参加者の固定化や高齢化が進んでおり、活性化が必要です。
- 積極的に社会参加するためにも、障がいのある人が参加できるサークルやイベントなどの情報を簡単に知ることができる環境が必要です。

(1) 生涯学習等への参加の推進

取り組み	内 容
①参加しやすい生涯学習等の推進	豊かな人生が送れるよう、学習の機会や場の提供に努め生涯学習等を推進します。また、ヒアリンググループ²⁴の設置を行うなど誰もが参加しやすい講座、教室等の開催に努めます。 安心・安全にスポーツに親しめる環境の整備や参加しやすい事業として、新たなユニバーサルスポーツの普及に取り組みます。

(2) 当事者活動の充実

取り組み	内 容
①障がいのある人自身による主体的な活動への支援	スポーツや文化などさまざまな機会に親しむことができるよう、障がいのある人が主体的に参加できる生涯学習等の場や発表の機会の確保に努めます。 障がいのある人が文化芸術活動の促進によって個性や能力が発揮できるよう、創造機会の拡大や発表機会の確保、芸術的価値が高い作品の販売支援、活動を通じた交流促進などに努めます。 障がいのある人が主体的に社会参加活動に取り組めるよう支援するため、障がい者団体の活動に対する助成を行うとともに、市民、関係団体等との連携を支援します。
②交流・学習の場の充実	障がいのある人が社会の一員として地域での役割を持って生活していくため、福祉関係者等の協力を得ながら地域における交流や学習を行う機会の充実を図ります。 イベント等を実施する際には、ヒアリンググループの設置、手話通訳や要約筆記²⁵などによる情報保障を行うことで、コミュニケーション支援の充実を図ります。

²⁴ ヒアリンググループ：補聴器を装着している人がマイク音声をはっきり聞き取るための装置。

²⁵ 要約筆記：聴覚に障がいがある人への情報保障手段のひとつで、話している内容を要約し、文字として伝えること。

目標Ⅲ だれもが心地よく安心して暮らせるまちをつくる

基本方針１ 市民の理解と協働の推進

【現状と課題】

- 「障がいのある人が身近にいる」という人は多いものの、障害者差別解消法をはじめ障がい者福祉に関する言葉や制度の認知度は低く、周知が必要です。
- 障がいのある人やその保護者・介護者等の中でも、障がいのある人に対する市民の理解は「深まっていない」と感じる人が多くいます。
- 障がいのある人に対するボランティア活動の内容や参加方法がわからないことが、参加率の低さの大きな要因になっています。
- 「一人ひとりの命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を共有することができるよう、さまざまな形での啓発活動が必要です。

（１）障がいを理由とする差別の解消の推進

取り組み	内 容
①障がいのある人の人権に関する理解と認識の啓発	障がいのある人の人権に関する理解と認識を深めるため、広報紙やホームページ等を通じた啓発を推進するとともに、講演会の開催や障害者週間 ²⁶ などのイベントを通じて、さまざまな年代に届くよう障がいのある人の参画も得ながら工夫して取り組みます。
	人権問題地区別懇談会をはじめあらゆる機会を通して、市民・児童生徒・保護者等へ「障害者差別解消法」の周知とともに、障がい者差別ガイドラインの周知を図ります。
	市内障がい者団体と連携して、市民への発信（交流）の場を設定し、理解と認識の啓発に取り組みます。

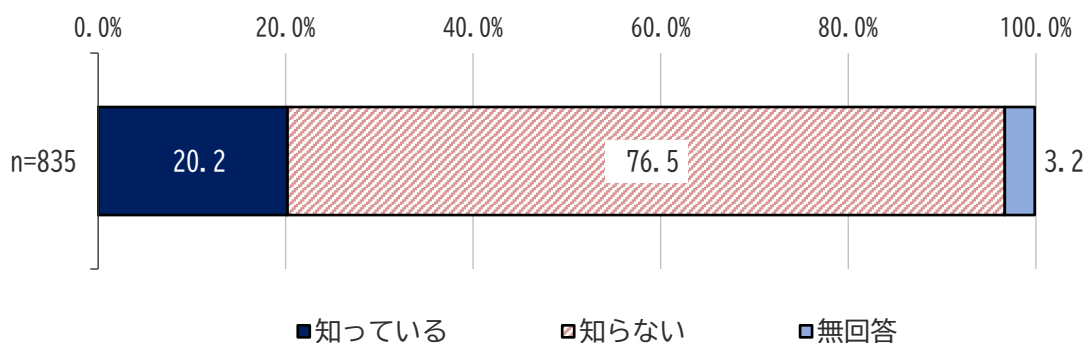
²⁶ 障害者週間：広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした週間。期間は12月3日から12月9日までの1週間。

取り組み	内 容
②障がいを理由とする差別の解消の推進	障害者差別解消法を広く市民に周知するとともに、差別解消に向けての政府の基本方針に基づき策定した市職員に対する対応要領により、業務の遂行にあたります。 障がいのある人からの相談や紛争解決のため、地域の関係機関等が連携し、障害者差別解消支援専門部会²⁷において協議を行います。
③学校での交流や体験学習の推進	保育所（園）・幼稚園・小中学校が特別支援学校と連携し、体験や交流を活かした学習を通して、障がいについて理解し、共に生きる意識を身につけるための取り組みを推進します。また、これらの取り組みを、障がいのある人や関係機関・団体・地域住民等の協力を得ながら推進します。 特別支援学校や障がい者支援団体等と協働しながら、障がい者とともに活動する交流や体験学習等の推進に取り組みます。
④地域での福祉教育や交流・体験学習等の推進	地域住民の障がいについての理解を深めるために、障がい者団体や住民自治協議会等と協働して、交流や体験学習等の地域での福祉教育の取り組みを推進します。

◇アンケート結果より

〔設問〕あなたは、障害者差別解消法を知っていますか。（1つだけ）

【市民調査】



²⁷ 障害者差別解消支援専門部会：障がいを理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決の取り組みを進めるため、国や地方公共団体の機関が、地域の関係機関等の連携のために設置する組織。

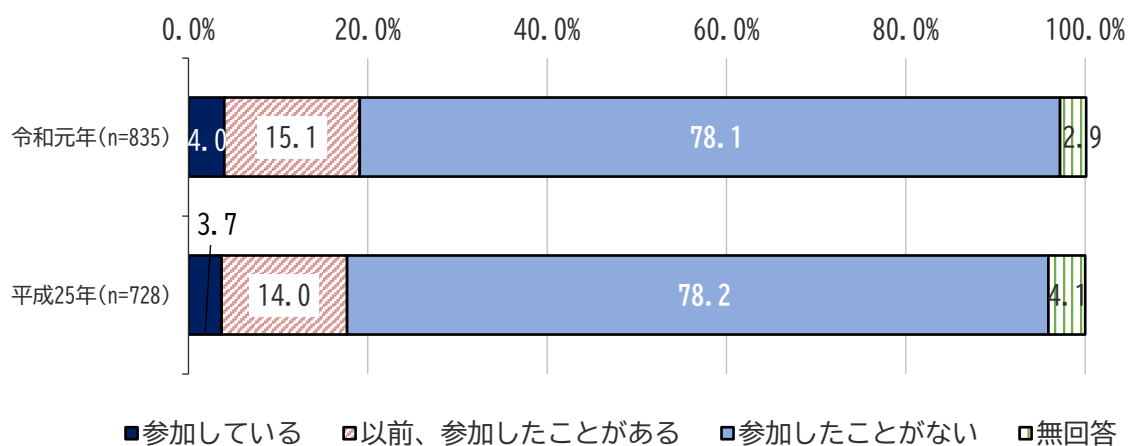
(2) 障がいのある人を支援する地域福祉活動の推進

取り組み	内 容
①ボランティア等の養成と活動への支援	障がいのある人の生活を支援する活動を推進するために、障がいについての理解・学習と連動させながら、ボランティア活動等の情報提供を行い、広く市民に参加を呼びかけます。 ボランティア養成講座等を行い、修了者を実践の場につなげていくよう努めます。 専門職の協力を得ながら、地域づくりのコーディネート機能を構築し、継続できるような支援や講習修了生、ボランティア等の活動の機会を提供します。
②身近な地域での助け合い活動の推進	住民同士の見守りや助け合いのしくみを住民自治協議会と協働して推進します。

◇アンケート結果より

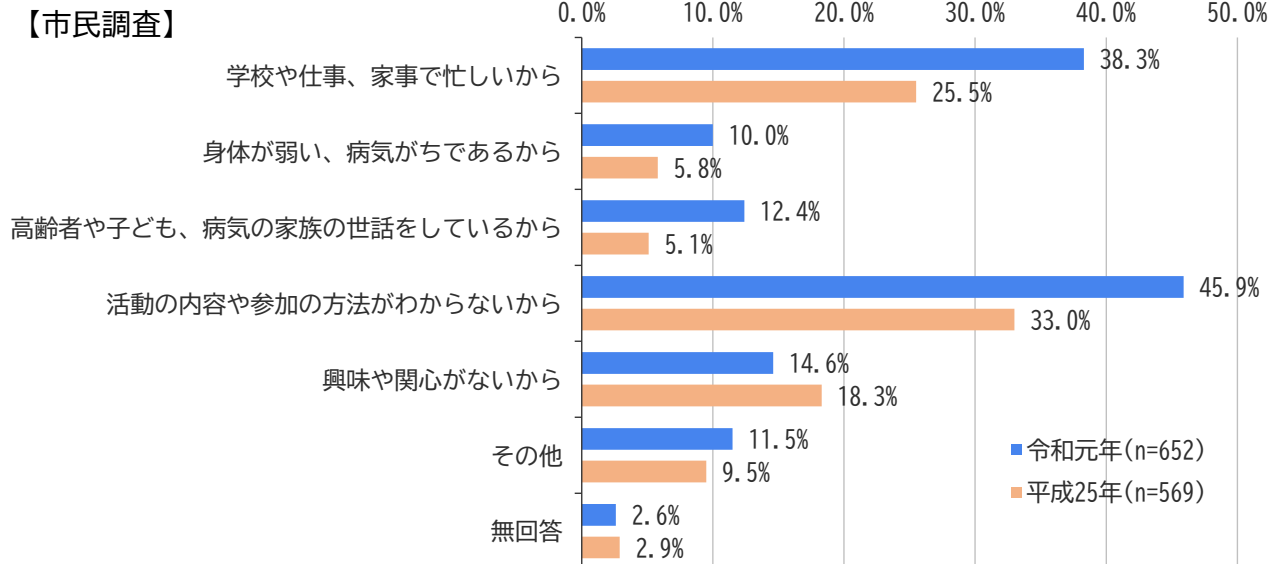
〔設問〕あなたは、障がいのある人に対するボランティア活動に参加したことがありますか。
(1つだけ)

【市民調査】

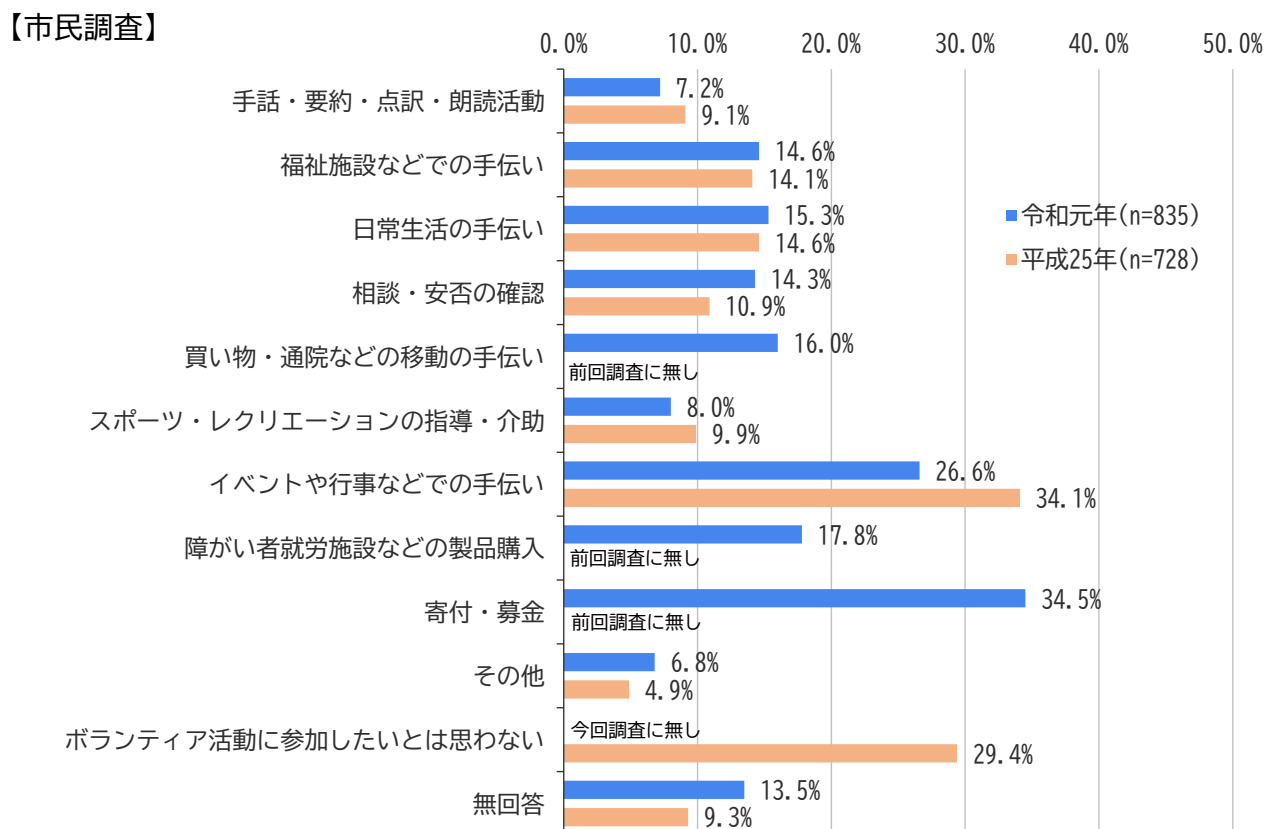


◇アンケート結果より

〔設問〕 あなたが、ボランティア活動に参加したことがない理由は何ですか。
（あてはまるものすべて）



〔設問〕 あなたは、今後、障がいのある人に対する、どのようなボランティア活動に参加したいと思いますか。（あてはまるものすべて）



基本方針２ 快適なまちづくりの推進

【現状と課題】

- 出入り口の段差解消、多機能トイレ、交通手段の整備を求める意見が障がい者・児調査ともに比較的多く、ユニバーサルデザインのまちづくりについて全世代に共通したニーズがあることがわかります。
- 障がい者専用駐車スペースや思いやり駐車場区画の確保及び適正な利用の指導を求める声が、市民調査からも多くありました。
- 公共交通機関の不足はひとつの大きな課題となっており、その整備やそれに代わる移動支援の充実が強く求められています。また、高齢化が進む中で、社会問題でもある自動車運転等への不安も大きくなっています。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らしていくために、誰もが自由に気兼ねなくいられる居場所や活動の場でさまざまな人との交流を行い、地域でのつながりを深める必要があります。

（１）ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

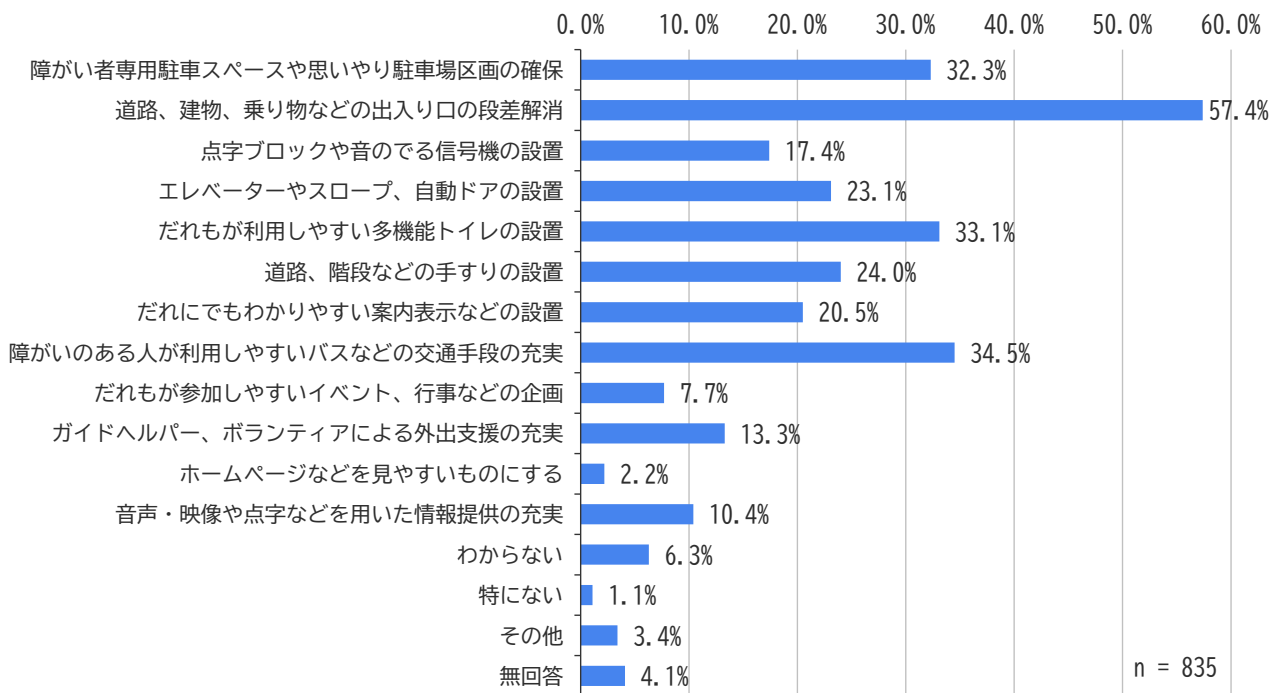
取り組み	内 容
①ユニバーサルデザインの普及・啓発の推進	あらゆる機会を啓発の場ととらえ、年齢、性別及び国籍の違い、障がいのあるなしに関わらず、誰もが心地よく利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を普及・啓発する活動に努めます。
②情報のユニバーサルデザイン化の推進	障がいのある人に必要な情報が伝わるよう各種情報のユニバーサルデザイン化を推進し、誰もがわかりやすい情報提供を行うよう取り組みます。
	公共機関や医療機関等で円滑にコミュニケーションが図れるよう音声・点字案内の設置、手話通訳者等の配置や派遣を推進します。
	外国にルーツを持つ障がいのある人に対し、言語や文化の違いに配慮した情報の提供を行います。

取り組み	内 容
③ユニバーサルデザインの理念に基づいた事業の推進	「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例 ²⁸ 」に基づき、誰もが使いやすい施設を整備します。
	公共施設の案内表示や行政文書の文字の大きさ・配色を考慮するとともに、窓口では簡易筆談器 ²⁹ 等を使い、コミュニケーションがとれるよう努めるなど、ソフト面でもユニバーサルデザインの理念に基づいた事業を推進します。
	市主催の講演会や各種イベントの際には誰もが参加できるよう、手話通訳や要約筆記などの情報保障に努めます。
	「命の大切さ」等に関する理解の促進や社会全体における「心のユニバーサルデザイン」の考えを推進するための啓発を行います。

◇アンケート結果より

〔設問〕あなたは、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるため、地域の環境および制度として何を優先して整備する必要があると思いますか。
(特に必要と思うものを3つまで)

【市民調査】



²⁸ 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例：ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、公共的施設の整備における整備基準の遵守やその整備計画について事前に知事（一部地域は市長）と協議しなければならないことが定められた条例。

²⁹ 簡易筆談器：磁気で文字が書ける筆談するための用具。

(2) 移動に関する支援

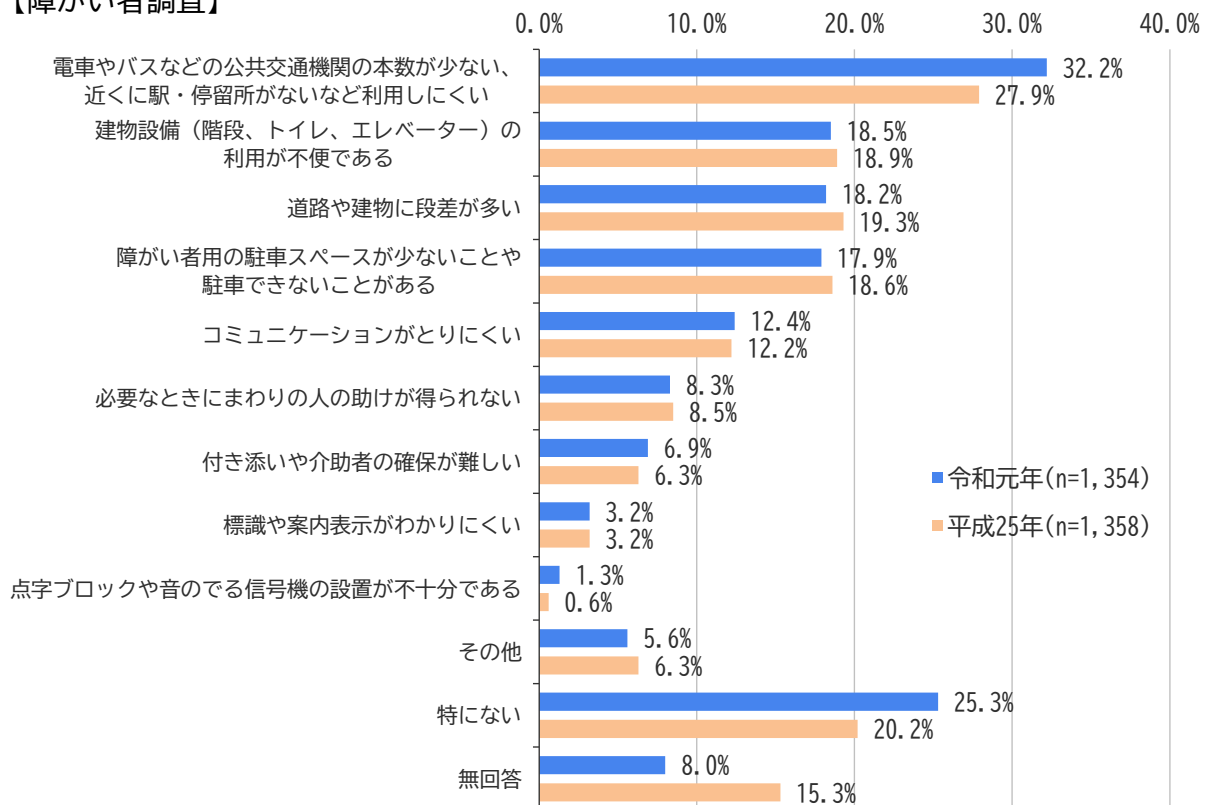
取り組み	内 容
①安定的で持続可能な交通サービスの提供	伊賀市地域公共交通網形成計画に基づき、全ての人が安全で安心に移動できる持続可能な交通サービスが提供できる交通体系の構築を目指します。
②福祉有償運送 ³⁰ の充実	福祉有償運送事業者がサービスを安定的に提供できるよう支援を充実し、公共交通機関を利用して移動することが難しい障がいのある人の移動手段の確保に努めます。
③移動支援のためのサービスの充実	移動支援サービスを行う事業所の確保に努めるとともに、障がいのある人の社会参加を促進するために必要な移動支援事業を充足させ、支援者の確保に努めます。

第4章

◇アンケート結果より

〔設問〕あなたが外出する時に、困ることや不満に思うことは何ですか。
(特に困ることを3つまで)

【障がい者調査】



³⁰ 福祉有償運送：道路運送法第79条に基づき、NP0などの非営利法人が実施する事業で、自家用自動車を使用して、単独で移動が困難な移動制約者を自宅から目的地まで移送するサービス。

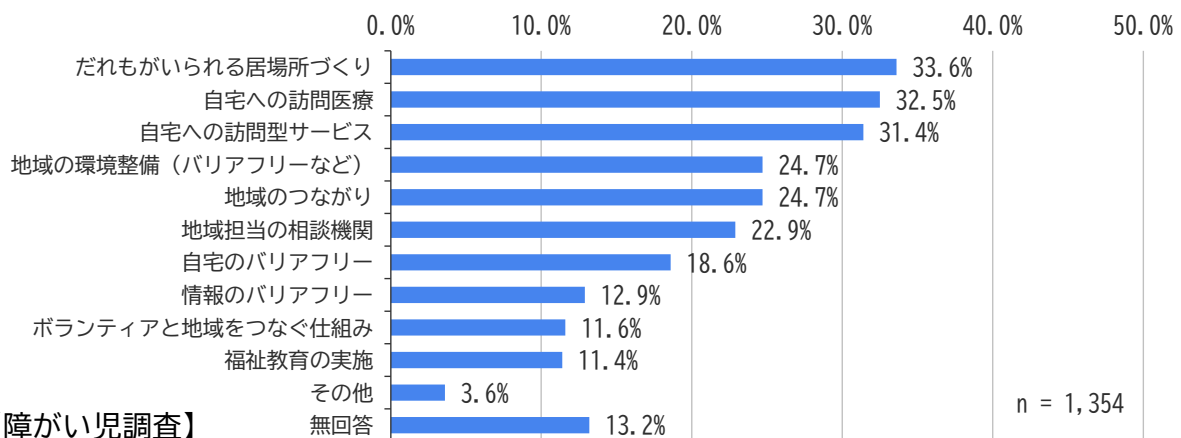
(3) 地域共生社会の実現

取り組み	内 容
①住民が主体的に取り組む地域づくり	地域住民が、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる地域づくりを推進します。
②地域での居場所づくり	生活のしづらさや周囲の人とのかかわりに不安を感じる人のため、地域での居場所を提供します。 障がいのある人が自分の意志で気軽に立ち寄ったり、さまざまな人との交流や活動に参加できる居場所づくりに取り組みます。

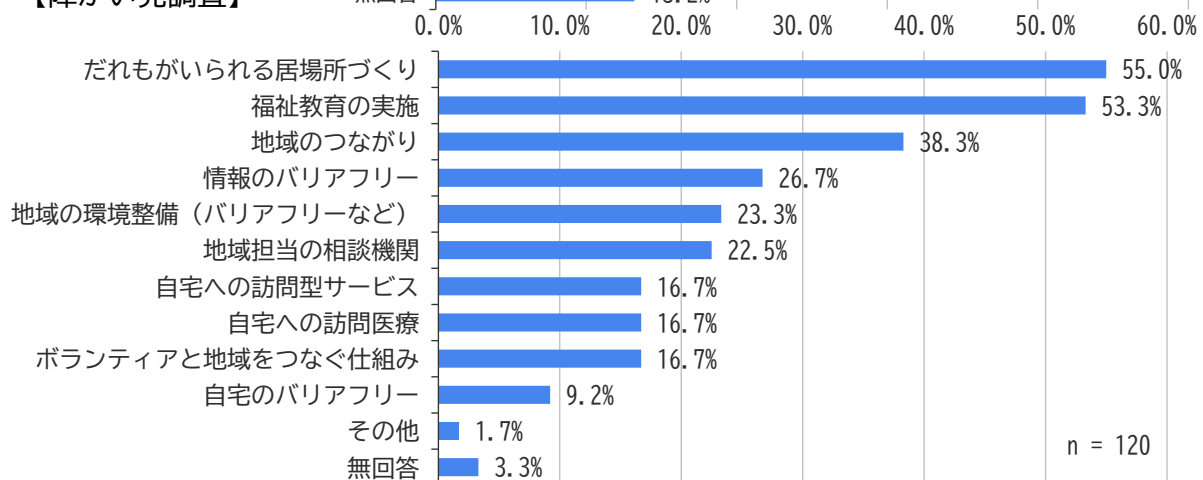
◇アンケート結果より

〔設問〕障がいのある人もない人もともに地域で暮らしていくためには地域に何が必要だと思いますか。（あてはまるものすべて）

【障がい者調査】



【障がい児調査】



基本方針3 安全・安心なまちづくりの推進

【現状と課題】

- さまざまな災害が頻発する昨今、障がいのある人の多くが災害時の不安を感じていますが、福祉避難所の認知度や利用意向は低いという現状があります。
- 災害時に障がいのある人を手助けしようという多くの市民の思いが適切に届くよう、避難行動要支援者避難支援プラン³¹に基づいた訓練を行うとともに、避難を支援する必要がある人を地域で見守る体制づくりが一層必要です。
- 新型コロナウイルスなどの流行により、密を避けるなど、さまざまな対応が必要となり、避難所運営にも対策が必要とされています。
- 契約トラブル等の消費者被害の防止をはじめ、地域等が一体となって防犯意識を身につける必要があります。

(1) 防災、緊急時の支援の充実

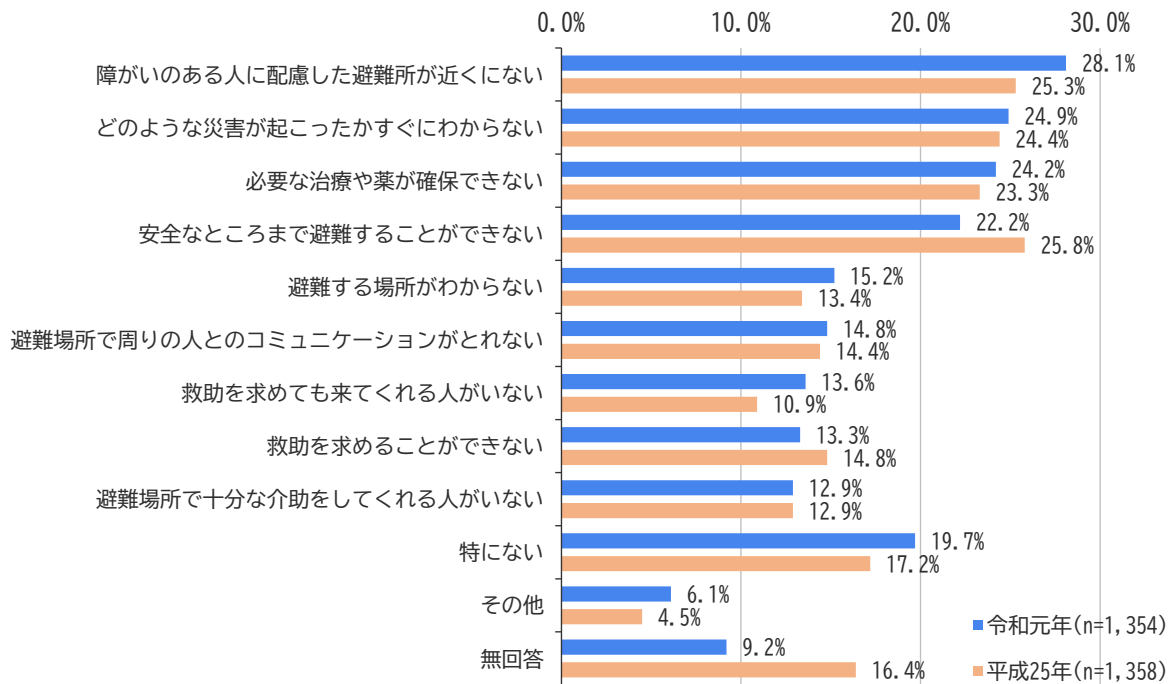
取り組み	内 容
①防災に関する意識づくりの推進	地域で安心して暮らしていくために、障がいのある人や家族、支援者が防災についての理解を深め、自分自身で取り組む意識を高めていくよう、イベント開催時に啓発活動や講演会を行うとともに、広報紙を活用した啓発を行います。あわせて、住宅や家庭内の点検、避難方法の確認など、災害時に備えた日常的な取り組みを推進します。
②災害時の支援体制づくりの推進	地域や関係機関との情報共有及び協働により素早く安全に避難できる体制づくりを支援します。 地域住民が普段から交流や訓練等を通じて、災害時等に支援が必要な人に的確な対応ができるよう、地域での支援体制づくりを支援します。
③障がいに配慮した避難所の確保と避難所での生活支援の推進	災害時の避難所を障がいのある人が安心して利用できるよう、感染防止対策や介護、コミュニケーションの支援などさまざまな障がいに配慮した体制づくりを、サービス事業者やボランティア等と推進します。 一般避難所で過ごすことが難しい人のための福祉避難所の周知に努めます。 災害時には、情報弱者である障がいのある人すべてに必要な情報を伝達できる仕組みをつくります。

³¹ 避難行動要支援者避難支援プラン：地域において、災害時の避難にあたって、障がいのある人など支援が必要な人を特定し、避難誘導時の留意事項等について定める「個別避難支援計画」を策定することを主眼とした取り組み。

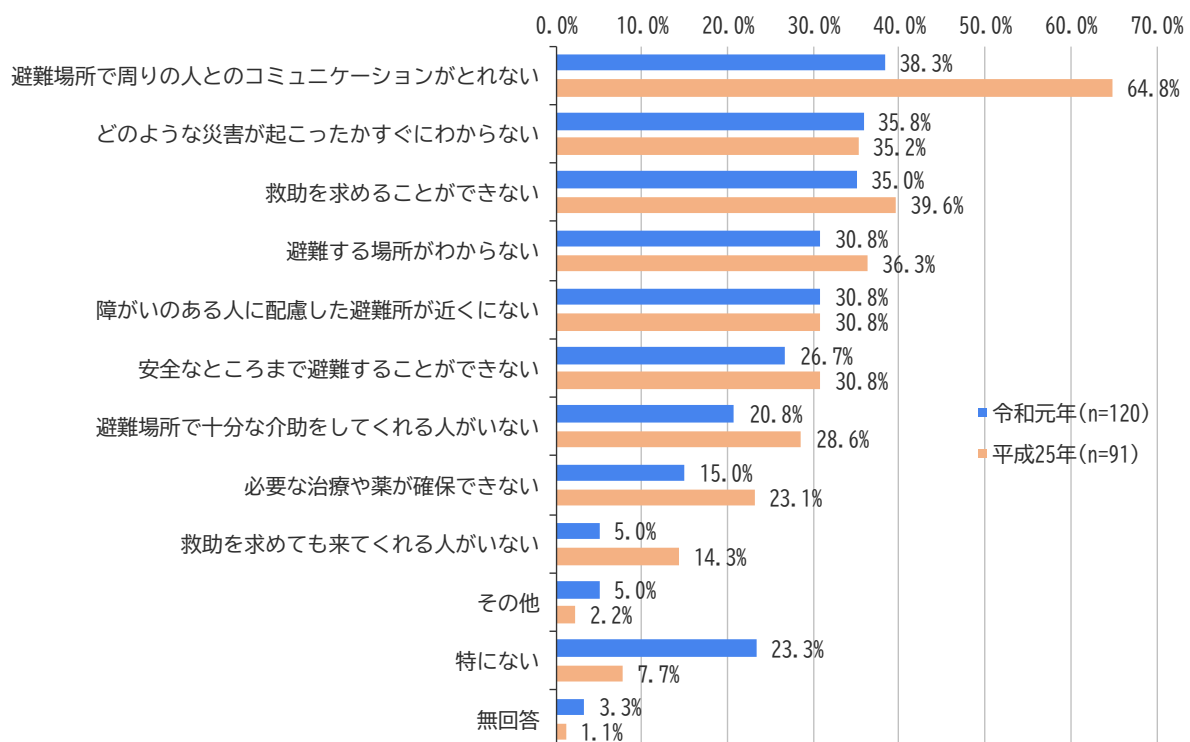
◇アンケート結果より

〔設問〕 火事や地震などの災害が発生したときに、あなたはどのようなことが不安ですか。
(あてはまるものすべて)

【障がい者調査】

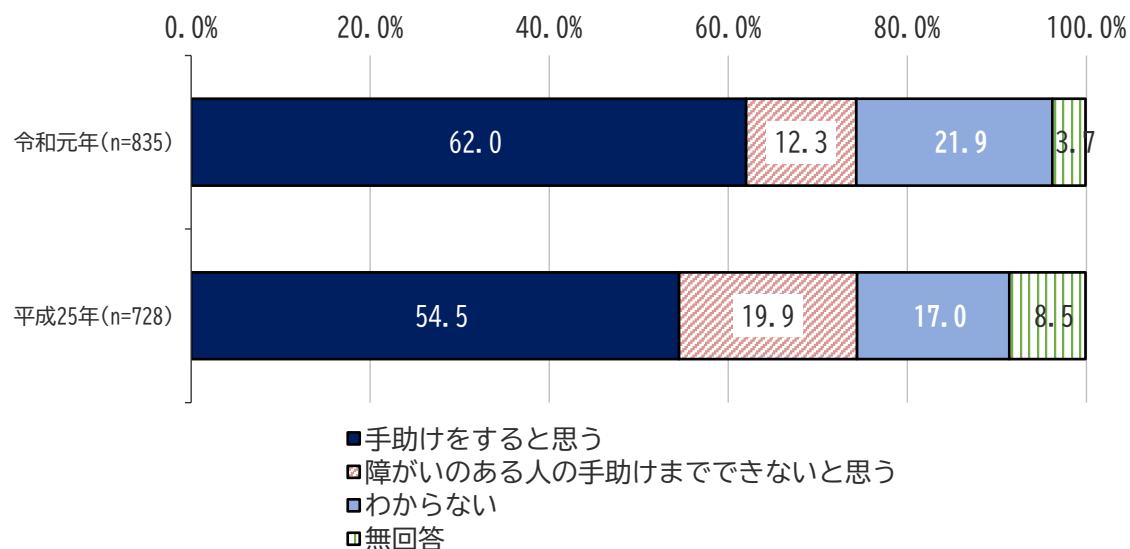


【障がい児調査】



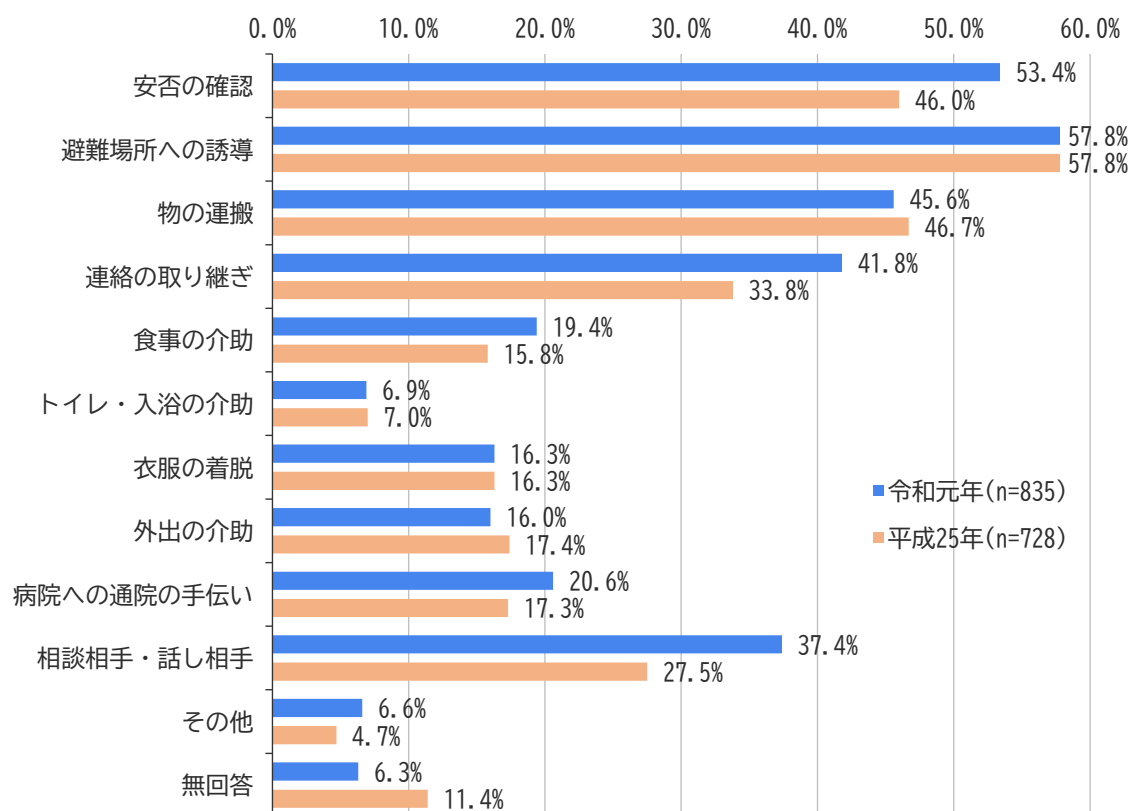
〔設問〕 災害が起こった時に障がいのある人が困っていたら、あなたは手助けをしますか。
(1つだけ)

【市民調査】



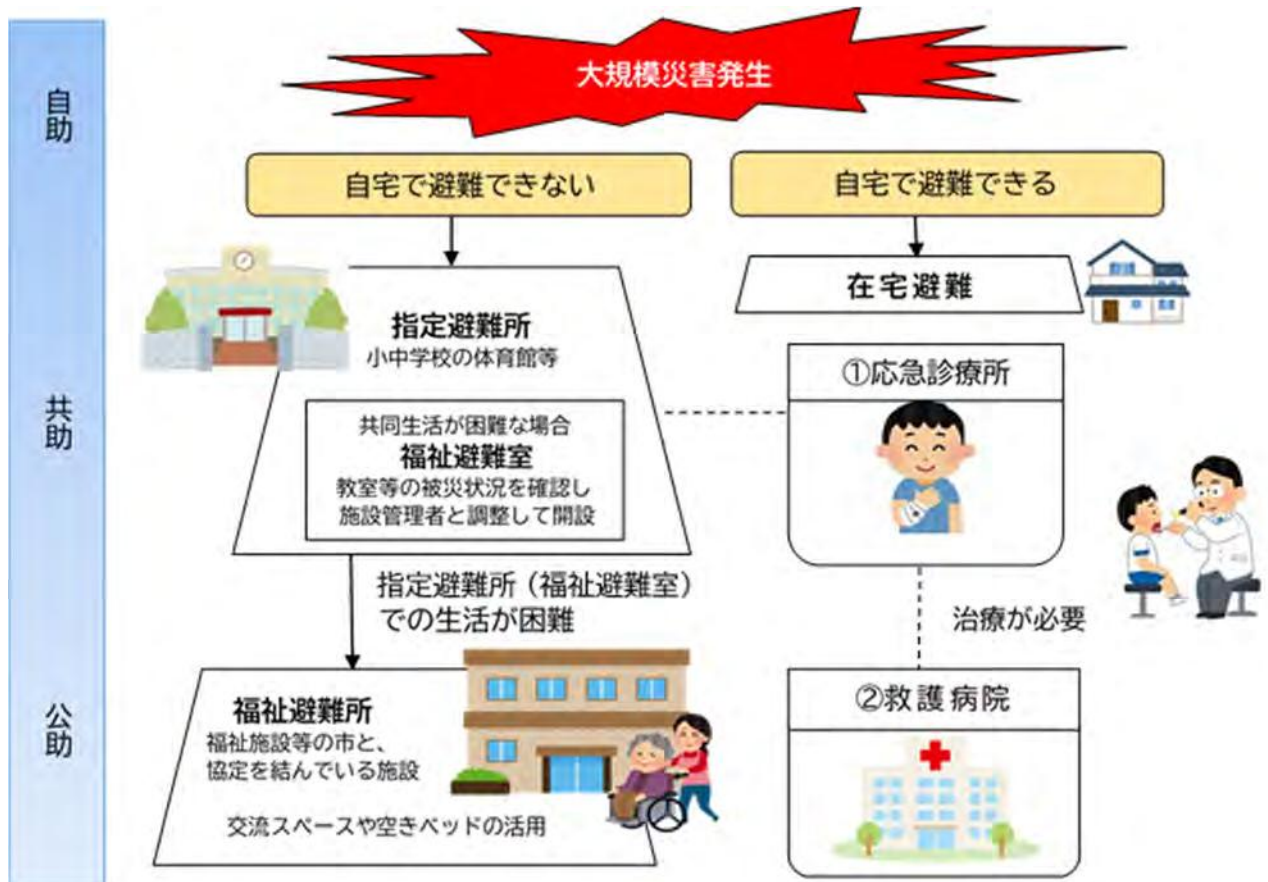
〔設問〕 あなたは、災害時に、障がいのある人に対してどのようなことができますか。
(あてはまるものすべて)

【市民調査】



(2) 防犯に関する支援

取り組み	内 容
①防犯に関する意識づくりの推進	警察と地域の障がい者団体、福祉施設、行政等との連携をすすめ、障がいのある人の犯罪被害（インターネットにおける誹謗中傷、詐欺等 ³² も含む）の防止と早期発見に努めます。
②防犯に関する支援	地域で安心して暮らしていくために、障がいのある人や家族、支援者が防犯についての理解を深め、自分自身で取り組む意識を高めていくよう啓発に努めます。 聴覚や言語機能に障がいのある人が犯罪被害等にあった際に、時間や場所によらず、ファックスやメール等を用いて簡単に緊急通報できる方法を周知します。 福祉施設等において、障がいのある人が安心して生活できるように、犯罪から身を守ることができる施設の整備や、職員が適切な対応をできるかなどの点検等の取り組みを促進します。



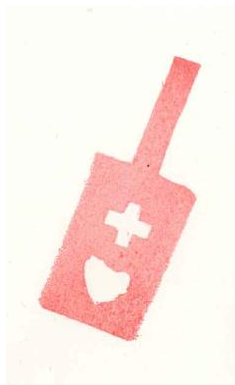
³² インターネットにおける誹謗中傷、詐欺等：メールや SNS (LINE やフェイスブック、電子掲示板など) を使った詐欺やトラブルが急増しています。



「ひゅーまんフェスタ 2019」

ひゅーまんフェスタ 2019 実行委員会

伊賀市、伊賀市教育委員会、伊賀市障害者福祉連盟、伊賀市国際交流協会、伊賀市人権擁護委員協議会、部落解放同盟伊賀市協議会、NPO法人伊賀の伝丸



じん けん こう えん かい

人権講演会

多目的大研修室 14:00～16:00 (開場13:30)

演題 「命と時間のお話」

講師 三重県ヘルプマークアンバサダー
田中麻莉絵 さん

抱負 2014年に受診した健康診断で骨髄異形成症候群(MDS)を発症し、余命5年宣告を受ける。その後自身の経験を元にエンディング(終活)サービスを立ち上げ、ヘルプマークの普及活動のためのNPO法人いのち繋ぐプロジェクトを立ち上げる。

手話通訳・要約筆記・ヒアリンググループあり

無料託児あり 申込締切 7/12(金)
(1オ～未就学児)

たい けん

体験コーナー

学習室1 学習室2
10:00～14:00

①「やさしい日本語とアプリで多言語コミュニケーション体験」
(伊賀市国際交流協会・NPO法人伊賀の伝丸)

②「障がいのある人と陶芸体験」
(伊賀市障害者福祉連盟・障がい者日中支援サービス施設さくらめき工房いが)
※材料費として700円が必要です。

③「こども工作体験」(伊賀市教育集会所)





第5章

計画の推進のための
取り組み

1 障がい者地域自立支援協議会の運営

障がい者地域自立支援協議会は、障害者総合支援法第77条第1項第3号に基づく相談支援事業を実施していくうえで、中立・公平性を確保し、事業を適切に運営するとともに、障がい者支援に関する機関・団体等のネットワークを構築し、困難ケースへの対応などを図る組織として位置づけられています。

本市では、こうした機能に加え、PDCAサイクル³³により本計画の進捗状況の確認・評価及び見直しを行うとともに、障がい者福祉を推進していくうえでのさまざまな協議を行っていく中核的な組織として障がい者地域自立支援協議会を設置し、障がいのある人や保健・医療・福祉・保育・教育・就労等の幅広い機関の代表の参加を得ながら、運営しています。

障がい者地域自立支援協議会は、全体会に加えて、療育・相談・就労・精神保健など、障がい者福祉の課題に応じた部会を設置し、各部会への障がいのある当事者の参加や相談支援システム、発達支援システム、就労支援ネットワーク等を一体的に推進していきます。

2 庁内推進会議の運営

障がい者地域自立支援協議会において協議された事項をはじめ、障がい者福祉に関して本市が実施していく施策や事業を推進していく庁内組織として障がい者福祉計画庁内推進会議を設置しています。

本会議は障がい者地域自立支援協議会の各部会と連携を図るため、必要に応じて庁内関係各課の担当者等により構成するプロジェクトチームを設置し、施策や事業を推進していきます。

3 事業を実施する体制の確保

一人ひとりのニーズに応じた支援を行うために、各々の事業を的確に実施するための人材を確保し、専門性を高めていくよう、サービス事業者等と協力して取り組んでいきます。

特に、障害福祉サービスの提供に従事する人材の確保が困難になっていることから、福祉従事者の処遇改善を国に求めていくとともに、法律や制度の改正などを早急に把握し、情報共有を行い、円滑な事業運営に取り組んでいきます。

また、的確な支援を行ううえでの要となる相談支援の充実を図っていくために、相談支援機関の体制と専門性を一層強化し、障がい者地域自立支援協議会等での議論を進め、個々の機関の専門性を活かした対応の充実を図っていきます。

³³ PDCA サイクル：さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法。計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して改善（Action）に結び付け、その結果を次の計画に生かすプロセスのこと。



4 市民や多様な団体等への普及啓発と協働

本市がめざす、「高参加・高福祉」の地域福祉を進めていくため、多くの市民が障がい者福祉に関心をもち、一人ひとりができることに参加して、お互いに協力していくことが不可欠です。

そのために、各種イベント等の事業を通じて、障がいに対する理解を深めるための普及啓発を図ります。

また、地域福祉計画推進委員会との連携も図りながら、市民や地域で活動しているさまざまな団体等が障がい者福祉に関わっていくよう、各事業等における協働や、活動に対する支援を行っていきます。

さらに、災害時の支援やいざというときの SOS を発見できるしくみとなる避難行動要支援者避難支援プランについて、地域と協働して取り組んでいきます。そのために必要な情報については、「伊賀市個人情報保護条例³⁴」に基づき、守秘義務を遵守し、提供・共有します。

5 障がい者福祉拠点の充実

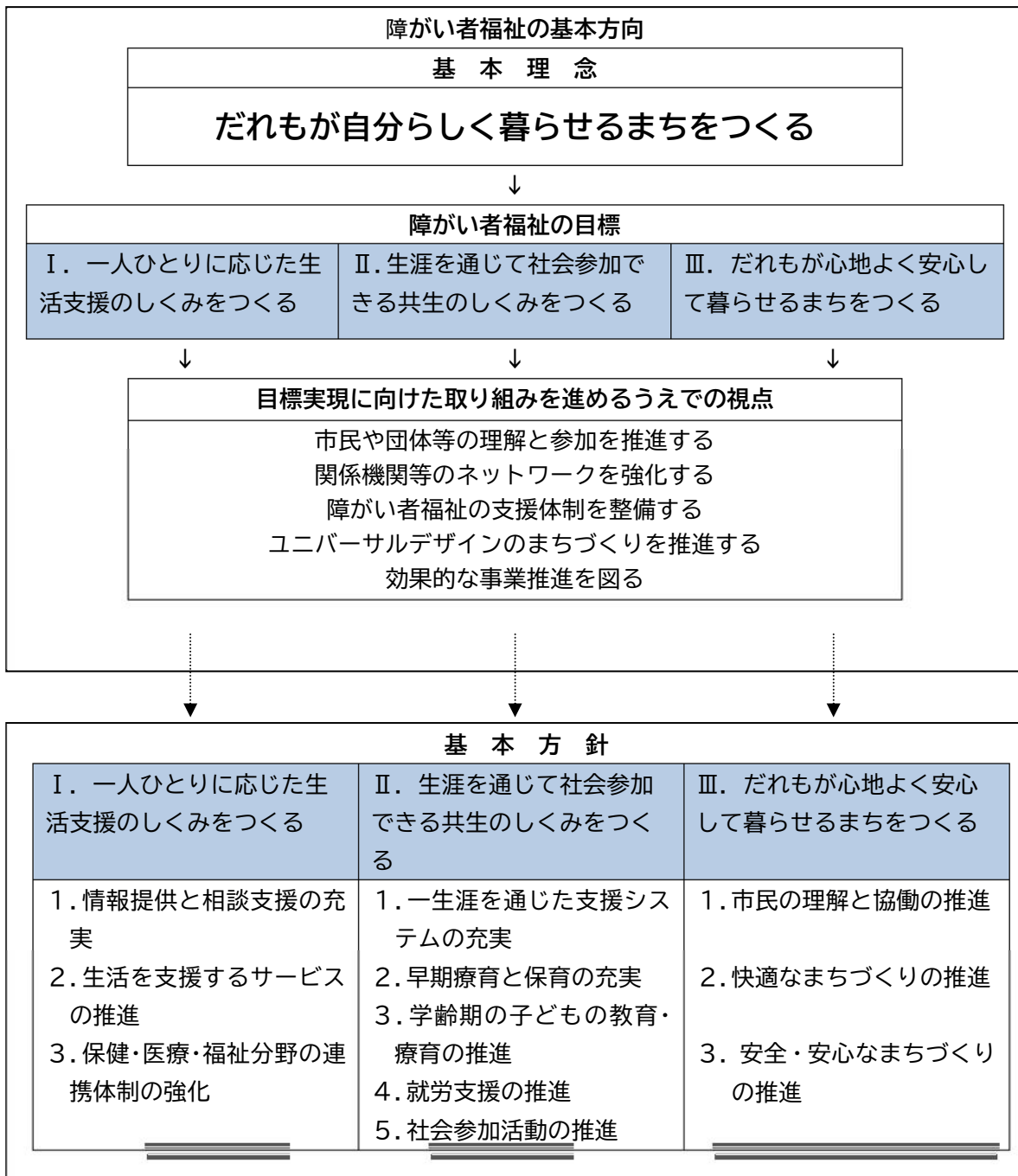
障がいのある人一人ひとりが、必要な支援を受けながら、一生涯を安心して暮らしていくためには、体系的な生活支援のシステムづくりが必要です。そのため、障がい者相談支援センター・こども発達支援センター・地域包括支援センター等が連携した福祉総合相談体制の中で、地域における相談支援の中核的な役割を担う障がい者福祉の拠点として、基幹相談支援センター機能の充実を図ります。

6 国・県・関係機関等との連携

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等のさまざまな事業を推進していくうえで、広域的な対応が必要な場合や専門性が高い事業などについては国・県・関係機関等と連携を密にし、事業を実施していきます。

³⁴ 伊賀市個人情報保護条例：個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、市が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、基本的人権を擁護するとともに、公正で信頼される市政の推進に資することを目的とする条例。

伊賀市障がい者福祉計画の体系



計画推進のための取り組み

1. 地域自立支援協議会の運営
2. 庁内推進会議の運営
3. 事業を実施する体制の確保
4. 市民や多様な団体等への普及啓発と協働
5. 障がい者福祉拠点の充実
6. 国・県・関係機関等との連携



市長表敬訪問 2017.12.1
三重県立特別支援学校伊賀つばさ学園



伊賀市には、障がいのある人もない人も・高齢の人も・外国籍の人も、いろいろな人が暮らしています。
障がいのある人も人それぞれです。

「だれもが自分らしく暮らせるまちをつくる」

すべての人が住み慣れた地域で「自分らしい暮らし」をおくれることを願っています。支援や介護が必要
なときも「いきいきと輝ける暮らし」を実現するよう支えあうことが、私たちがめざす障がい福祉です。

障がいのある人の思いを伊賀鉄道に乗せて市内を走るにじいろ列車（伊賀鉄道忍者列車）が、そんな
伊賀市の懸け橋になることを願って名付けました。



2019 年度障害者週間啓発事業

「にじいろ列車」～いろんな色が重なり合ってきれいに見える虹～

資料編



絵：よい子のお家ばしょうのみなさん
(放課後等デイサービス事業所)

1 伊賀市障がい者福祉計画策定委員会条例

平成 31 年 3 月 25 日条例第 1 号

伊賀市障がい者福祉計画策定委員会条例

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条に基づき、本市の障がい者のための施策に関する基本的な方針である伊賀市障がい者福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、伊賀市障がい者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長からの諮問に応じて、計画の策定について調査、審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障がい者団体を代表する者
- (3) 福祉関係者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 学校教育関係者
- (6) 就労関係機関に従事する者
- (7) 人権関係団体を代表する者
- (8) 市民から公募した者
- (9) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第 2 条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、任期内であっても、その職をもって委嘱された委員の任期は、その職にある期間とする。

3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。



3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

3 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、専門の事項を調査し協議するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、健康福祉部障がい福祉課に置く。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 伊賀市障がい者福祉計画策定委員会委員名簿

区 分	所 属	氏 名	備考
学識経験者	学識経験者	北野 誠一	委員長
障がい 当事者 ・障がい者 団体	伊賀市障害者福祉連盟（身体）	福澤 正志	
	伊賀市障害者福祉連盟（身体）	山本 志賀子	
	伊賀市障害者福祉連盟（知的）	藤島 恒久	
福祉関係者	伊賀市民生委員児童委員連合会 代表	味岡 敬子	
	社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会 代表	寺田 浩和	副委員長
	社会福祉法人 伊賀市社会事業協会 代表	松山 久美子	
	社会福祉法人 維雅幸育会 代表	水谷 展子	
	社会福祉法人 洗心福祉会 代表	小倉 由守	
	社会福祉法人 伊賀昴会 代表	中野 暢介	
	社会福祉法人 名張育成会 代表	松原 史佳	
保健医療 関係者	伊賀医師会 代表	猪木 達	
	伊賀保健所 代表	前期：松宮 秀樹 後期：川瀬 尚俊	
	上野病院 代表	中山 滋美	
学校教育 関係者	三重県立特別支援学校つばさ学園 代表	原 泰孝	
	三重県特別支援教育連携協議会 代表	前期：峯 晴美 後期：五百雀 豊	
就労関係者	伊賀公共職業安定所 代表	前期：藤木 真保 後期：結城 真明	
	伊賀圏域障がい者就業・生活支援センター 代表	中島 美佳	
人権関係者	部落解放同盟 伊賀市協議会 代表	松村 元樹	
市民代表	公募委員	前山 正清	
その他市長 が必要と認 めるもの	ピアサポーター（精神）	松井 虹児	
	三重県立特別支援学校つばさ学園保護者会 代表	津田 美恵	

※任期：R1.8.1 からR3.3.31（前期：R1.8.1～R2.3.31 後期：R2.4.1～R3.3.31）

3 伊賀市障がい者福祉計画庁内推進会議設置要綱

平成 23 年 6 月 1 日訓令第 24 号

(設置)

第1条 伊賀市障がい者福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び推進等に関し庁内等の連携を図るため、伊賀市障がい者福祉計画庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関し必要な調査検討を行い、伊賀市障がい者福祉計画策定委員会に報告すること。
- (2) 計画の推進及び達成状況に関し必要な調査検討を行い、伊賀市障がい者地域自立支援協議会に報告すること。
- (3) その他計画に係る事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、別表第1に掲げる委員をもって組織する。

2 推進会議に委員長及び副委員長を置き、委員長は健康福祉部長、副委員長は健康福祉部次長をもって充てる。

3 委員長は、推進会議を総括し、副委員長は、委員長を補佐するとともに委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、推進会議の構成員以外の者を推進会議の会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(プロジェクトチーム)

第5条 推進会議が所掌する事務について調査研究及び支援をするため、プロジェクトチームを設置する。

2 プロジェクトチームの構成員は、別表第2に掲げる者とする。

3 プロジェクトチームにリーダーを置き、委員長がこれを指名する。

4 プロジェクトチームの会議は、リーダーが必要に応じて招集し、議長となる。

5 リーダーは、必要があると認めるときは、プロジェクトチームの構成員以外の者をプロジェクトチームの会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

6 リーダーは、プロジェクトチームの会議の結果を推進会議に報告しなければならない。

(協力要請)

第6条 委員長は、推進会議の職務遂行上必要があるときは、関係機関に対し資料の提出その他の必要な協力を要請することができる。

(庶務)

第7条 推進会議及びプロジェクトチームの庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議及びプロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則
この訓令は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 6 月 15 日訓令第 22 号）
この訓令は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日訓令第 20 号）
この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日訓令第 20 号）
この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日訓令第 19 号）
この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日訓令第 23 号）
この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 26 日訓令第 11 号）
この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 22 日訓令第 63 号）
この訓令は、令和 2 年 7 月 22 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

健康福祉部長	医療福祉政策課長	商工労働課長
健康福祉部次長	障がい福祉課長	住宅課長
総合危機管理課長	生活支援課長	学校教育課長
人事課長	こども未来課長	生涯学習課長
広聴情報課長	保育幼稚園課長	伊賀支所住民福祉課長
スポーツ振興課長	介護高齢福祉課長	島ヶ原支所住民福祉課長
交通政策課長	地域包括支援センター所長	阿山支所住民福祉課長
市民生活課長	保険年金課長	大山田支所住民福祉課長
人権政策課長	健康推進課長	青山支所住民福祉課長

別表第2（第5条関係）

総合危機管理課 担当	生活支援課 担当	学校教育課 担当
人事課 担当	こども未来課 担当	生涯学習課 担当
広聴情報課 担当	保育幼稚園課 担当	伊賀支所住民福祉課 担当
スポーツ振興課 担当	介護高齢福祉課 担当	島ヶ原支所住民福祉課 担当
交通政策課 担当	地域包括支援センター 担当	阿山支所住民福祉課 担当
市民生活課 担当	保険年金課 担当	大山田支所住民福祉課 担当
人権政策課 担当	健康推進課 担当	青山支所住民福祉課 担当
医療福祉政策課 担当	商工労働課 担当	
障がい福祉課 担当	住宅課 担当	

4 第4次伊賀市障がい者福祉計画答申

2020（令和2）年12月 日

伊賀市長 岡本 栄 様

伊賀市障がい者福祉計画策定委員会
委員長 北 野 誠 一

第4次伊賀市障がい者福祉計画について（答申） 案

2019（令和元）年10月10日付け、伊障第1901号で諮問のありました第4次伊賀市障がい者福祉計画について、慎重に審議を重ねてまいりました結果、別添最終案を適当と認めましたので、これを答申します。

ただし、下記の事項に関し、意見を付して答申しますので、十分に配慮いただきたい。

記

以上

5 計画の策定経過

日 程	取組事項等	備 考
2019（令和元）年度		
5月30日	第1回 庁内推進会議	意識調査（アンケート）案について
10月10日	第1回 策定委員会	意識調査（アンケート）内容の検討
11月18日～29日	意識調査（アンケート）実施	3種類（障がい者・障がい児・市民）
1月23日	第2回 策定委員会	アンケート速報報告、課題の抽出検討等
1月24日～31日	団体用アンケート実施	
2月5日～21日	事業所用アンケート実施	
2月23日	第2回 庁内推進会議	アンケート速報報告、課題の抽出検討等
2020（令和2）年度		
6月8日	第1回 庁内推進会議（書面）	第3次障がい者福祉計画事業実績
6月25日	第3回 策定委員会	計画骨子の検討
7月30日	第2回 庁内推進会議（書面）	計画中間案の検討等
8月	中止：計画（中間案）意見交換会	新型コロナウイルス感染症防止対策のため中止
9月24日	第4回 策定委員会	計画中間案の検討等
10月1日	総合政策会議	計画中間案の報告
10月20日	市議会全員協議会	計画中間案の報告
10月21日～11月20日	パブリックコメント募集	10月21日から11月20日まで
11月26日	第3回 庁内推進会議	計画最終案の検討等
12月14日	第5回 策定委員会	計画最終案の検討等
12月 日	市長に計画（最終案）を答申	

6 策定委員会の経過

回	日 程	会 場	内 容
	2019（令和元）年 8月1日		伊賀市障がい者福祉計画策定委員委嘱 任期：2019（令和元）年8月1日から 2021（令和3）年3月31日まで
1	2019（令和元）年 10月10日（木）	伊賀市役所 501 会議室	○市長から計画の策定を諮問 1 障がい者福祉計画策定について 2 策定のための意識調査（アンケート） 3 その他
2	2020（令和2）年 1月23日（木）	伊賀市役所 202・203 会議 室	1 アンケート調査の結果報告について 2 アンケート結果から見える今後の課題に ついて 3 その他
3	2020（令和2）年 6月25日（木）	伊賀市役所 501 会議室	1 障がい者福祉計画骨子案について （1）計画目標別の課題について （2）計画骨子（案）について 2 その他
4	2020（令和2）年 9月24日（木）	伊賀市役所 501 会議室	1 第4次伊賀市障がい者福祉計画中間案に ついて 2 その他
5	2020（令和2）年 12月14日（月）	伊賀市役所 501 会議室	1 障がい者福祉計画中間案に対するパブリ ックコメント集約結果 2 第4次伊賀市障がい者福祉計画最終案に ついて 3 その他

7 用語解説

あ行

■伊賀市個人情報保護条例

個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、市が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、基本的人権を擁護するとともに、公正で信頼される市政の推進に資することを目的とする条例。

■医療的ケア

医師の指導の下に家族や看護師が日常的に行っている、経管栄養注入やたん吸引などの医療行為。

■インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

■インターネットにおける誹謗中傷、詐欺等

メールや SNS (LINE やフェイスブック、電子掲示板など) を使った詐欺やトラブルが急増している。

■ウェブアクセシビリティ

高齢者や障がい者等心身の機能に制約のある人を含め、ウェブサイトで提供されている情報が誰に対しても正しく伝わり、提供されている機能やサービスを誰もが容易に利用できること。

■おもいやり駐車場利用証制度

身体に障がいのある人や要介護高齢者、妊産婦、けが人などで、歩行が困難な人に、公共施設や商業施設などにある「おもいやり駐車場」の利用証を交付する制度。

か行

■簡易筆談器

磁気で文字が書ける筆談するための用具。

■基幹相談支援センター

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、相談支援体制の強化を目的として伊賀市では 2018（平成 30）年 4 月に市直営の「基幹相談支援センター」が設置された。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。

■居宅介護（ホームヘルプ）

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

■グループホーム（共同生活援助）

障がいのある人が世話人等の支援を受けながら、地域で共同生活を営む住居。介護サービスを当該事業所の職員が提供する「介護サービス包括型グループホーム」と介護サービスを外部の居宅介護事業者等に委託する「外部サービス利用型グループホーム」がある。

■ケアマネジメント

障がいのある人の多様なニーズを把握し、さまざまなサービス提供機関と調整を行いながら支援計画を作成し、適切なサービスを提供すること。

■計画相談支援（特定相談支援）

障がい者等が障害福祉サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、障がい者等の希望等を勘案し、サービス等利用計画を作成するとともに、継続して障害福祉サービス等を利用できるよう関係者との連絡調整を行うことをいう。

さ行

■さぼーとファイル

子どもの発達や特性等を保護者が記録するファイル。関係機関へ提示し情報提供を行うことでさまざまな機関が共通の理解のもと支援を行う。

■施設入所支援

施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。

■指定一般相談支援事業所

障害者支援施設等に入所している人や精神科病院に入院している人が、地域生活へ移行するための支援や、居宅において一人暮らしをしている人等の夜間や緊急時等における支援を行う事業所。

■児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。

■就労移行支援事業

65歳未満の障がいがある人で、一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業。

■就労継続支援事業

一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業。雇用契約を結び利用する「A型」と、雇用契約を結ばないで利用する「B型」の2種類がある。

■就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。

■障害者基本法

障がい者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。法律の対象となる障がいを身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義している。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療育、雇用、生活環境の整備等、障がい者に関わる施策の基本となる事項を定め、障がい者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」を目指すことを目的としている。

■障害者虐待防止法

障がい者に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者虐待の防止が極めて重要であること等から、虐待の禁止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。

■障害者権利条約

障がい者の人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進、保護し、並びに障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする国際条約。2006（平成18）年12月13日、第61回国際連合総会において採択され、日本は2007（平成19）年9月28日に署名をした。前文と本文50条からなり、教育、労働、社会保障など社会のあらゆる分野において、障がいを理由とする差別を禁止し、障がい者に他者との均等な権利を保障することを規定している。

■障害者雇用促進法

障がい者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障がい者を雇用するように義務づけるなど、障がい者の職業の安定を図るためにさまざまな規定を設けている。

■障害者差別解消法（合理的配慮・不当な差別的取り扱い）

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律。

■障害者差別解消支援専門部会

障がいを理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決の取り組みを進めるため、国や地方公共団体の機関が、地域の関係機関等の連携のために設置する組織。

■障害者週間

広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした週間。期間は12月3日から12月9日までの1週間。

■障害者総合支援法

障がいのある人への支援を定めた法律で、正式名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」という。従来施行されていた障害者自立支援法の内容や問題点を考慮し、障害者自立支援法を改正する形で2013（平成25）年4月に施行された。

■障がい者地域自立支援協議会

地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担った組織。

■障害者トライアル雇用制度

障がいに関する知識や雇用経験がないため雇用をためらっている事業所が、障がいのある人を試行雇用の形で受け入れ、本格的な雇用に取り組むきっかけづくりをすすめる事業。

■障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とした法律。

■障害者優先調達推進法

障がい者就労施設等で就労する障がいのある人の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入（調達）することを推進することを目的とする法律。

■職場適応訓練事業

県が障がいのある人の採用を希望する事業主に委託し、能力に適した作業の訓練を行うことで、事業主や障がいのある人の不安を解消し、訓練終了後は引き続き雇用することを目指す事業。

■自立訓練事業

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のための訓練を行う事業。

■生活介護

障がい者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う。

■スーパーバイズ（supervise）

「管理する」、「監督する」と訳される言葉で、福祉の分野では専門職等への支援や指導の意味で使われ、必要な知識や技術の指導を行うほか、対人援助職が抱える悩みやストレスを受け止め、支えるという意味も含む。

■成年後見制度

知的障がい・精神障がい・認知症などにより判断能力が十分でない人を不利益から守るために、本人を保護・支援する後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を選任し、財産管理や契約などに関して本人の代わりに判断し、同意や取り消しなどを行う制度。

た行

■第三者後見人

弁護士、司法書士などの法律職種及び、社会福祉士などの福祉職種が親族の後見人の代わりに、あるいは親族の後見人とともに後見人に就任すること。

■短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行う事業。

■特別支援学級

障がいのある児童・生徒に学習や生活上の課題をふまえた教育を行うために、小中学校に設置する学級。

■特別支援教育

障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育ニーズに沿った適切な指導や支援を行う学校教育の制度。

■特別支援教育コーディネーター

幼稚園・小中学校・高等学校又は特別支援学校において、障がいのある幼児・児童・生徒の発達や障がい全般に関する問題について調整を行う担当者のこと。主な役割としては、保護者や校内教員の相談窓口、校内外の関係者や地域の関係機関との連携。

な行

■2025 年問題

団塊の世代（第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代）が 2025（令和 7）年ごろまでに後期高齢者（75 歳以上）となることにより、医療費など社会保障費の急増が懸念される問題。

■日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）

知的障がい・精神障がい・認知症などにより判断能力の不十分な人が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が続けられるよう支援する事業。利用者との契約に基づいて、福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理、書類預かり等のサービスを行う。

■ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。

は行

■発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。相手の意図を読みとったり、会話などの対人関係が取りにくい状態。言葉の遅れや強いこだわりが出る場合もある。

■発達障害者支援法

発達障がいを早期に発見し、発達障がい者の自立や社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図ることにより、その福祉の増進に寄与することを目的とした法律。発達障がいを、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなど脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものと定義している。また、発達障がい者支援センターを設置して、発達障がいの早期発見、発達障がい者本人やその家族への専門的な相談援助や情報提供、就労支援などを行うこと等が定められている。

■バリアフリー新法

高齢者や障がい者等の移動上および施設の利用上の利便性、安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。従来の交通バリアフリー法とハートビル法を一本化し、旅客施設、特定建築物（学校、病院、劇場、ホテル、老人ホーム等）、建築物特定施設（出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、敷地内の通路等）などについて、高齢者や障がい者等が移動等を円滑に行えるようにするための基準が定められている。

■ピアサポート／ピアサポーター

「ピアサポート」の「ピア」とは「仲間」という意味で、「ピアサポート」とは「仲間同士の支え合いの活動」のこと。「精神障がいにおける「ピアサポーター」とは、自らの“精神障がい”や“精神疾患”の経験を生かし、ピア（仲間）として支え合う活動をする人を指す。

■ヒアリングループ（磁気誘導ループ）

補聴器を装着している人がマイク音声をはっきり聞き取るための装置。

■PDCA サイクル

さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法。計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して改善（Action）に結び付け、その結果を次の計画に生かすプロセスのこと。



■避難行動要支援者避難支援プラン

地域において、災害時の避難にあたって、障がいのある人など支援が必要な人を特定し、避難誘導時の留意事項等について定める「個別避難支援計画」を策定することを主眼とした取り組み。

■福祉避難所

要配慮者（主として高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のための避難所のことであり一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制が整備された施設。

■福祉有償運送

道路運送法第 79 条に基づき、NPO などの非営利法人が実施する事業で、自家用自動車を使用して、移動が困難な移動制約者を自宅から目的地まで移送するサービス。

■放課後児童クラブ

学校終了後や長期休業期間に、仕事などで保護者が家にいない原則小学校低学年の児童に、指導員が遊びや生活の場を提供する事業。

■放課後等デイサービス

授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。

ま行

■三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例

ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、公共的施設の整備における整備基準の遵守やその整備計画について事前に知事（一部地域は市長）と協議しなければならないことが定められた条例。

■メンタルパートナー

自殺予防について正しい知識を持ち、身近な人の変化に気づき、自殺を考えている人、悩んでいる人を相談窓口等へつなぐ役割が期待される人。

や行

■ユニバーサルデザイン

障がいの有無や年齢、性別、人種などにかかわらず、誰もが利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインする考え方。

■要約筆記

聴覚に障がいがある人への情報保障手段のひとつで、話している内容を要約し、文字として伝えること。

8 障がい者関係マークの種類

■国際シンボルマーク



障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。

駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がい者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。

※このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。

■視覚に障がいのある人のための国際シンボルマーク



世界盲人連合で 1984 年に制定された盲人のための世界共通のマークです。

視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。

このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。

■身体障がい者標識



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

■聴覚障がい者標識



聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

■耳マーク



聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。

このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮について御協力をお願いします。

■オストメイトマーク



オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障がいのある障がい者のことをいいます。

このマーク（JIS Z8210）は、オストメイトの為の設備（オストメイト対応のトイレ）があること及びオストメイトであることを表しています。

このマークを見かけた場合には、身体内部に障がいのある障がい者であること及びその配慮されたトイレであることを御理解の上、御協力をお願いします。

■ハート・プラスマーク



「身体内部に障がいがある人」を表しています。

身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱、直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障がいがある方は外見からは分かりにくいいため、さまざまな誤解を受けることがあります。

内部障がいの方の中には、電車などの優先席に座りたい、障がい者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。

このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮について御理解、御協力をお願いします。

■ほじょ犬マーク



身体障がい者補助犬法の啓発のためのマークです。

身体障がい者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障がいのある人が身体障がい者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障がい者差別に当たります。

補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。

■ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS 規格）。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。



第4次伊賀市障がい者福祉計画

発行日 2021（令和3）年3月
発行 伊賀市
編集 伊賀市 健康福祉部 障がい福祉課
住所 〒518-8501 三重県伊賀市四十九町 3184 番地
連絡先 T E L : 0595-22-9657
F A X : 0595-22-9662
E-mail : shougai@city.iga.lg.jp
U R L : <https://www.city.iga.lg.jp>

